



小金井市 みどりの 基本計画



令和3年3月

小金井市



住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちをめざして



小金井市民の皆様、「小金井市の好きなところはどこですか」と伺うと、ほとんどの方が「みどりがたくさんあるところです」とお答えいただけます。

本市は、都内有数の大きな都立公園に囲まれ、歴史的にも貴重な国分寺崖線、玉川上水を有し、湧水からなる市民憩いの野川が流れるなど、みどりの環境に非常に恵まれるまちです。更に、大学や大小様々な市立公園、学校などの公共施設などを含め、これら全てのみどりが市民の皆様の貴重な財産であり、まちの自慢であると感じております。

この貴重なみどりを残してくれた先人たちに感謝するとともに、将来の子どもたちに引き継ぐことが、私たちの課題であり、使命です。持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「SDGs」の達成は、まさにこの私たちの使命を全うすることと同義であり、これを達成するための計画として「小金井すみどりの基本計画」を策定いたしました。

市民の貴重な財産であるみどりは、市、事業者、市民が一丸となって守り、育てていくことが必要です。また、正しく引き継ぐためには、きめ細かな管理をし、質を向上することが必要となります。

都内でも有数の住宅都市である本市には、住宅都市にふさわしいみどりがあり、ふさわしいみどりとするための管理が必要です。過度な大木や危険な状態の老木は、感謝の気持ちを持ちつつ伐採や植替えを行うなど、人による適切な管理が求められます。

本市にふさわしいみどりの在り方について、緑地保全対策審議会、計画策定委員会、市民ワークショップなどを通じて、市民の皆様、事業者の皆様と一緒に考え、新たなみどりの在り方をこの計画のなかに盛り込みました。

この計画の目標年次である令和12年度（2030年度）には、人の手によりきれいに管理されたみどりや花がまちなかにあふれ、みどりを通じて市民の皆様が気軽にコミュニケーションを図ることができるまちとなるよう、様々な取組に皆様と一緒にチャレンジする10年間としてまいります。

最後に、緑地保全対策審議会、計画策定委員会、市民ワークショップ及びパブリックコメントにご参加いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

小金井市長

西岡真一郎

目次



小金井の
みどりが
どうなっ
ているのか

第1章 小金井のみどりのいま 1

- 1 みどりのまち小金井 1
- 2 変わりゆく小金井のみどり 4



みどりを今後
どうして
いきたいか

第2章 私たちが目指すみどり 8

- 1 みどりの将来像 8
- 2 計画の基本方針 12
- 3 計画の目標 13



具体的に
どんなこと
をするのか

市のみどり
全体

どこで

特別な
みどり

地区別

第3章 目標の実現に向けた取組 16

- 1 役割のイメージ 16
- 2 具体的な取組 18
- 基本方針 1 みどりを守る 19
- 基本方針 2 みどりをつくる 28
- 基本方針 3 みんなで取り組む 38
- 3 みどりのまちづくり方針 43
- 4 都市公園等の整備及び管理の方針 50
- 5 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項 52
- 6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項 53
- 7 緑化重点地区の施策 55

第4章 計画の基本的事項 62

- 1 みどりの基本計画とは 62
- 2 計画策定の趣旨 62
- 3 計画の期間・計画のフレーム 63
- 4 計画の位置付け 63
- 5 計画の対象 64
- 6 計画の推進体制・進行管理 65

この計画の
位置づけ



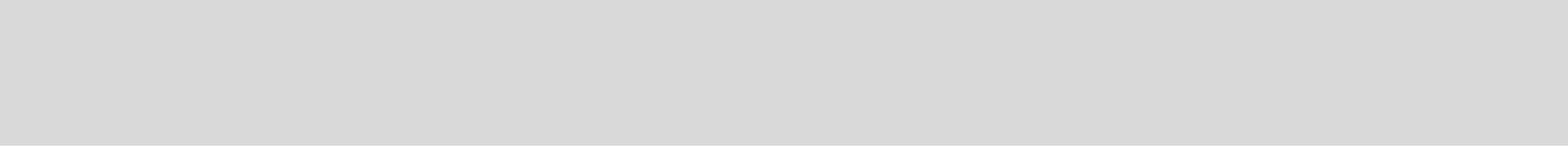
資料編 68

- 1 緑地現況図 68
- 2 小金井市内の天然記念物 70
- 3 みどりの特色に応じた機能 72
- 4 緑被率の目標値設定の考え方 73
- 5 緑被率・みどり率による中間評価 78
- 6 モニタリング指標・目標設定の考え方 79
- 7 「新たに力を入れる取組」と対応する課題 .. 81
- 8 みどりの基本計画検討の経過 87
- 9 フォトコンテストの実施概要 90
- 10 ワークショップの開催概要 93
- 11 パブリックコメントの実施概要 97

本編の
補足資料



計画検討の
流れ・記録



第1章

小金井のみどりのいま

1 みどりのまち小金井

●崖線や河川、公園などのみどりは貴重な財産です

本市は、生活を支え人々と寄り添ってきた国分寺崖線（はげ）沿いの樹林や湧水、野川の自然、市内外の人に愛される公園、歴史的な景観を織りなす玉川上水沿いの名勝小金井（サクラ）など、多様で豊かなみどり¹に恵まれています。

まちの発展とともに、一部のみどりは宅地や事業所に変わりましたが、農地や社寺林・屋敷林、大学などのみどりを守り、街路樹などのみどりを増やすことで、都心の近くに立地しながら、豊かなみどりに囲まれた良好な住環境を維持し、多くの人々が暮らすまちとして発展してきました。

市民の多くが「小金井市の良い点・自慢したい点²」として「みどりや水辺などの自然」を挙げるように、生活と密接に関わりながら受け継がれてきた小金井のみどりは、小金井の貴重な財産であり、市民の誇りとも言えます。



サクラ満開の野川（フォトコンテスト入賞作品・貫井南町4丁目付近の野川にて令和2年3月24日撮影）

- 1 **みどり**▶樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独若しくは一体となって構成されている空間、又は、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含む。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含む。
- 2 「**小金井市の良い点・自慢したい点**」▶第5次小金井市基本構想・前期基本計画の策定に当たり、平成30年に実施した市民意向調査において、「小金井市の良い点・自慢したい点」の1位が「みどりや水辺などの自然」であり、58.7%（数値は回答数（629件）を100%としたときの割合を示す（複数回答））を占めている。

小金井を代表するみどり

◇約3万年前から生活の舞台となった 国分寺崖線・野川のみどり◇



野川夕景（フォトコンテスト入賞作品・野川公園にて
令和2年5月14日撮影）

- ・国分寺崖線は100万年以上もの長い年月をかけ、古多摩川が武蔵野台地を削り形成したもので、周辺では旧石器時代の遺跡が多数発見されています。
- ・崖線南部には、斜面からの湧水が流入する野川が流れ、貴重な水辺の自然環境を形成しています。

- ・現代においては、小金井を代表する風景、生き物のすみかなど、**役割は変わりましたが、私たちの暮らしに活力や潤いを与えるみどりとして、欠かせないもの**となっています。

◇みんなの自慢 公園のみどり◇

- ・市内には3つの都立公園（小金井公園、野川公園、武蔵野公園）のほか、市が管理する215の公園等があり、これらの合計は市内の緑被面積³の約25%を占めます。
- ・**公園のみどりは野川のみどりと並んで市民に愛される、小金井自慢のみどり**です。



新緑に陽光降り注ぐ（フォトコンテスト入賞作品・小金井公園たてもの園広場にて
令和2年5月17日撮影）

3 緑被面積▶樹木・樹林地、草地及び農地で被われた土地の面積のこと。

◇ 280年の時を超えて暮らしを彩る 玉川上水のみどり ◇



小金橋之図（「風俗画報」(山本松谷)より）

・玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路です。その後しばらくして、花見の人出による地域の活性化を期待し、奈良県や茨城県など全国各地のヤマザクラが植えられました。現在の名勝小金井（サクラ）の始まりです。

・一時、サクラの衰退が見られましたが、**様々な取組の甲斐あって、かつての景観の復活が進みつつあります。**

◇ 緑の下の力持ち 住宅地のみどり（農地、社寺林・屋敷林、大学） ◇

・住宅地に農地、社寺林・屋敷林、大学が点在している点も、本市のみどりの大きな特徴です。

・こうした身近なみどりは、**市内の緑被面積の約70%を占め、小金井のみどり豊かで良好な住環境の維持・創出に大きく貢献しています。**



市内の農地（平成31年4月16日撮影）

2 変わりゆく小金井のみどり

本市のみどりは、住宅都市としてのまちの発展とともに時には姿を変えながらも、長年にわたり大切に守り継がれてきました。

しかし、近年そのみどりやみどりを取り巻く状況に変化が生じています。

● 10年間で約40haのみどりが減少しています

近年はみどりの量（緑被地⁴）が減少しており、前回調査を行った平成21年から10年間で、40.53ha減少しています。これは小金井公園の面積のおよそ半分、東京ドーム約8.5個分に相当します。

10年間のみどりの減少量
40.53ha



小金井公園の面積
(約80ha)の半分

減少した緑被地を具体的にみると、「樹木・樹林地」が最も多く、国分寺崖線を含む市内全域において小規模な緑被地が多数消失しています（消失した「樹木・樹林地」の箇所数のうち約6割は50㎡以下の「樹木・樹林地」でした）。

「農地」の消失も多く、宅地に転用されている例が多く見られます。また、「農地」のうち、「生産緑地⁵」については、令和4年に大半の生産緑地が指定後30年を迎えることから、生産緑地の買取の申出や農地以外への転用などが懸念されています。本市では、特定生産緑地制度を活用して、引き続き生産緑地として維持されるよう制度の周知等を推進しています。

凡例	[a] 平成21年度 (ha)	[b] 令和元年度 (ha)	[b]-[a] 増減 (ha)
樹木・樹林地	228.76	207.05	△21.71
草地	68.62	65.66	△2.96
農地	83.93	68.07	△15.86
合計	381.32	340.79	△40.53

※数値の端数処理（小数第3位を四捨五入）しているため、合計値が一致しない場合がある。

4 緑被地▶樹木・樹林地、草地及び農地で被われた土地のこと。

5 生産緑地▶良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地のことであり、指定することで営農継続義務が生じる代わりに、固定資産税などの軽減措置等が受けられる。指定から30年を経過するといつでも買取申出が可能となる。平成29年の生産緑地法の改正により特定生産緑地制度が創設され、特定生産緑地に指定することで買取の申出が可能となる期日を10年延期できることとなった。

●住宅都市のなかにあるべきみどりは、樹木などを適切に管理すること（質の向上）が求められています

今まではみどりの量を重視してきましたが、過度に大木化した樹木や、植栽から年数が経ち老木化が進んだ樹木が増えていることから、住宅都市のなかにあるべきみどりの質について見直すことが求められています。

過度に大木化や老木化が進むと、台風などの自然災害により樹木が倒れたり（倒木）、枝が折れたり（危険枝）するなど、私たちの安全な暮らしを脅かすこともあります。



公園内における倒木の例（平成30年発生）

実際に、市民や事業者のみなさんから本市に寄せられる要望の多くは、生い茂る樹木や越境樹木（敷地境界を越えて生育する樹木）、落ち葉などの「樹木管理」に関するものです。近年は空き家の増加により、手入れの行き届かない樹木が近隣の住宅に影響を及ぼしている例も見られます。

住宅都市である本市においては、みどりの減少を食い止める必要がある一方で、市民の安全な暮らしを守るために、まちなかの樹木をこまめに剪定・伐採するなど適切な維持管理を行い、景観などに配慮したみどりの質を向上することが求められます。

●みどりに期待される役割が更に大きくなっています

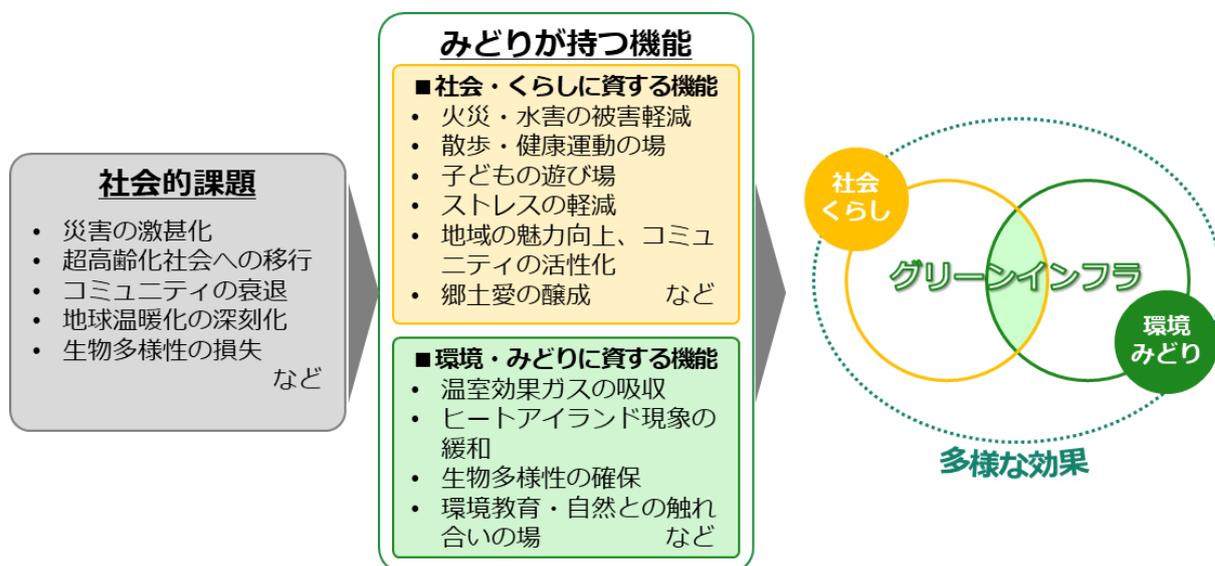
みどりは、火災時の延焼防止、散歩や運動の場、子どもの遊び場、地域の魅力向上、温室効果ガスの吸収、ヒートアイランド現象⁶の緩和、生き物のすみかなど、様々な機能を持っています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした暮らし方、働き方の変化を背景に、健康増進やレクリエーションの場として身近な公園の重要性が高まっています。

みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組や考え方を「グリーンインフラ」といいます。このグリーンインフラの考え方は、持続可能でより良い世界を目指す国際目標「SDGs⁷」の目標達成にも貢献するものと期待されています。

本市においても少子高齢化、地域コミュニティの衰退などの社会的課題を抱えており、これらに対してみどりを活用していくことが求められています。

みどりがそれぞれの機能を発揮するために、みどりの保全とともにきめ細やかな管理が重要となります。



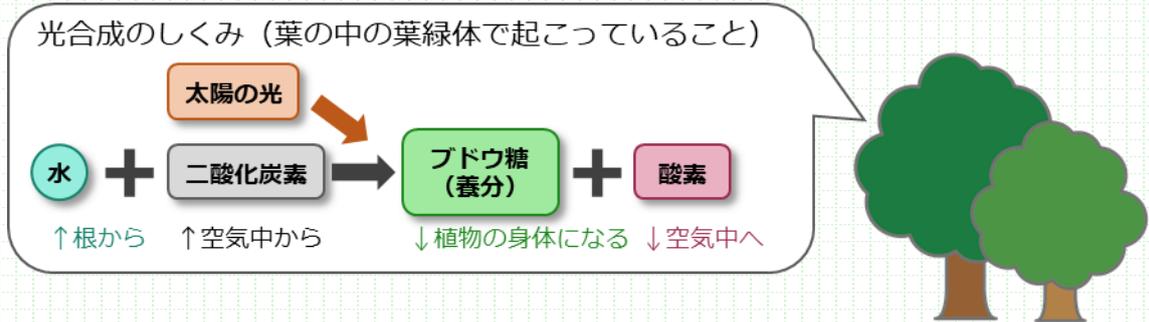
「みどりの特色に応じた機能」については、資料編7 2ページ参照

6 ヒートアイランド現象▶都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。

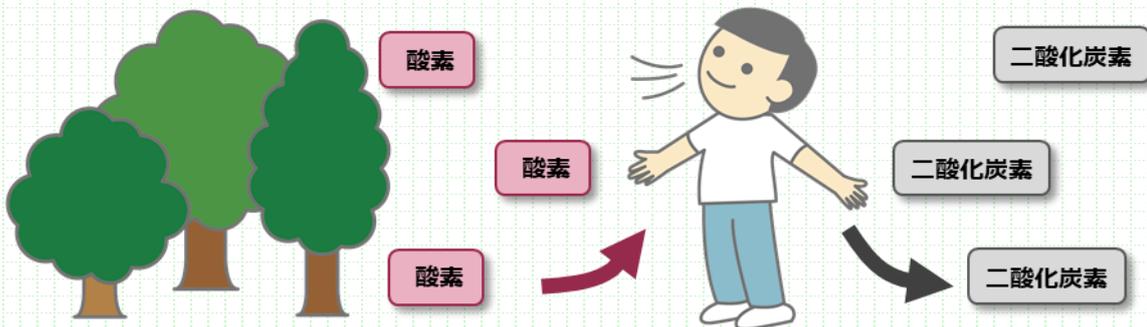
7 SDGs▶Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成される。令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。

私たちの命を支える「みどり」

多くの植物は緑色をしています。これは、植物の葉の中に緑色の葉緑体というものが含まれているからです。葉緑体は、根から吸い上げた水と空気中の二酸化炭素を使い、太陽の光のエネルギーを利用してブドウ糖と酸素をつくります。（これを光合成といいます。）



私たちが吸っている酸素は、植物がつくり出しているもので、植物のおかげで人間やほかの生き物たちは、生きることができるのです。



第2章

私たちが目指すみどり

1 みどりの将来像

みんなで育み、つなげるみどりの小金井

みどりは公園や学校、道路などの公共施設のほかにも社寺や農地、事業所の敷地や住宅の庭など様々な場所にあります。このため、市、事業者、市民がみんなで育む（守ったり、つくったり、いかす）ことが大切です。

また、「つなげる」という言葉には、みんなでつなげる、次の世代につなげる、生物の移動をつなげる、活用につなげるといった意味を込めています。



**みんなでみどりを育み、みどりと人をつなげることで、
住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちを目指します。**

みどりは多様な機能を有しているため、これらを保全し、活用することで、持続可能で魅力ある社会の形成を図ることができます。

一方で、本市におけるみどりの量は減少しており、民有地も含めたみどりの保全・創出に市・事業者・市民が一丸となって取り組む必要があります。また、みどりの量を確保するだけでなく、住宅都市である本市のみどりは、安全で快適な場所として存在する必要があります。そのためには、都市の中にあるみどりの在り方を見直し、定期的に人の手を加え、適正に管理する必要があります。また、住宅都市の中のみどりは、人との接点があるからこそ、その価値が高まります。

本市にふさわしいみどりは、安全で快適な場所として、多世代の人がふれあい、生物多様性⁸を保全しながら、自然環境を学ぶ場としても活用され、市民が地域で暮らす楽しみを見つけることができる空間です。

市・事業者・市民全員がみどりの価値を認識し、みんなが協力して、一人ひとりがみどりの保全や創出に取り組み、適切に人の手を加えることにより本市にふさわしいみどりを育み、つなげることで持続可能な社会をめざします。

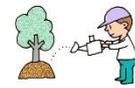
8 生物多様性▶種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包含的な概念。

住宅都市にふさわしい質の高いみどりとは？

樹木は定期的な剪定や伐採、植え替えが必要です。狭い土地の樹木や、公園、道路など常に人が利用する場所の樹木は、大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合っていたり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く・再生するなどの措置が必要です。



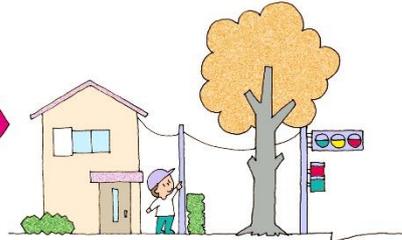
立派な大木だが損傷しており、倒木による近隣住宅の破壊などの危険性がある。



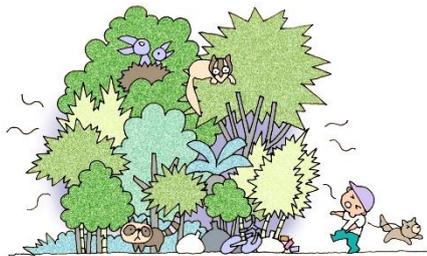
保全が難しい場合は、感謝をしつつ伐採し新陳代謝を図る。



大木が住宅に迫り、枝が電線に接触したり、落ち葉が住宅敷地内に大量に落ちる。



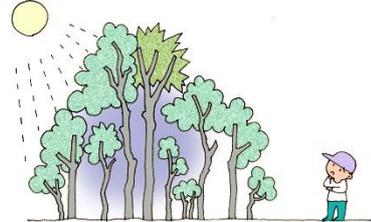
住宅や電線と樹木の間隔がとれるように間伐や枝の剪定を行う。



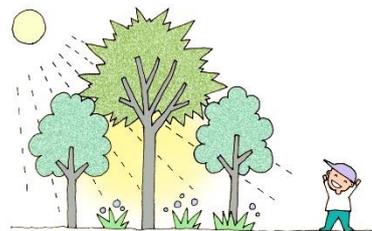
樹木が生い茂り不法投棄の場や外来動物のすみかになっているところもある。



樹木を間引くなど、住宅街と融合する手入れを行う。



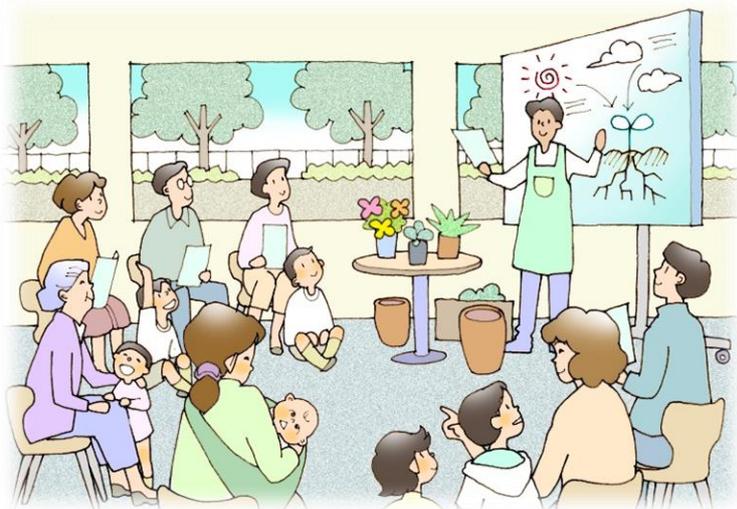
密生して十分に日が届かず生育が悪い。



適度に光が入るように、樹木の間隔を保つための間伐や枝の剪定を行う。

みどりの将来像図

イラストはこの計画書に示した取組により実現した10年後の本市のみどりと市民の様子です。



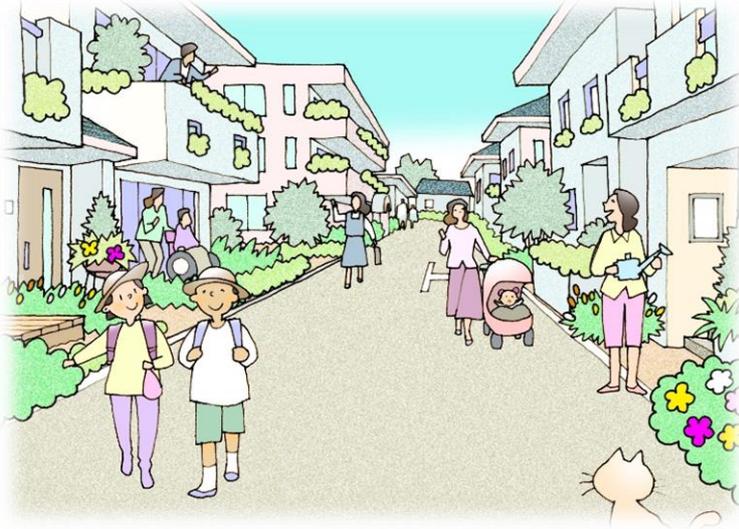
みどりについて
みんなで学び考える機会があります



近くの畑で野菜づくりや
収穫体験ができます



みんなに愛される公園をつくります



みどりと花がまちを彩り
ご近所さんとの挨拶も弾みます



みどりや花をみんなで育てています



野川はいつまでも子どもたちの遊び場であり、
みんなのふれあいの場です

第1章
小金井のみどりのいま

第2章
私たちが目指すみどり

第3章
目標実現に向けた取組

第4章
計画の基本的事項

資料編

2 計画の基本方針

● 3つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現します

基本方針1 みどりを守る

本市の豊かなみどりを印象付ける国分寺崖線や野川などといったみどりの軸や大学のみどりを市、東京都、事業者、大学及び市民などの多様な主体が連携して引き続き適切に維持管理することにより保全します。また、社寺林や相続などにより失われつつある農地、屋敷林等の民有地に広がるみどりを次世代へ継承します。

★新たに力を入れる取組：

保全緑地制度等の活用による民有地のみどりの保全、農地の活用

基本方針2 みどりをつくる

公園等の新規整備を行うとともに樹木の剪定や更新など、適切な管理を行い、市民が親しみやすく利用しやすい公園づくりを行います。

住宅地や事業所などの民有地では、樹木や生け垣の剪定を行うなどの適切な管理に加え、花壇やプランターなどのみどりを創出し、身近にみどりを感じられるまちづくりを推進します。

★新たに力を入れる取組：

多様な主体による公園管理、住宅地の緑化、市街地・商業施設・事業所の緑化

基本方針3 みんなで取り組む

みどりに関する活動の場や機会を市、東京都、事業者、大学及び市民などが協働して提供し、多様な世代、多様な関心を持つ市民が、それぞれの興味や特技に応じて参加し、交流することで、みどりの保全の担い手を育成します。これにより、市民一人ひとりがみどりを大切に感じ、感性豊かな子どもの育成、日々の健康づくり、コミュニティの活性化及び活気あるまちづくりを推進し、みどりがある豊かな生活環境を創造します。

★新たに力を入れる取組：

みどりに関する情報共有、みどりに関するボランティア活動の推進

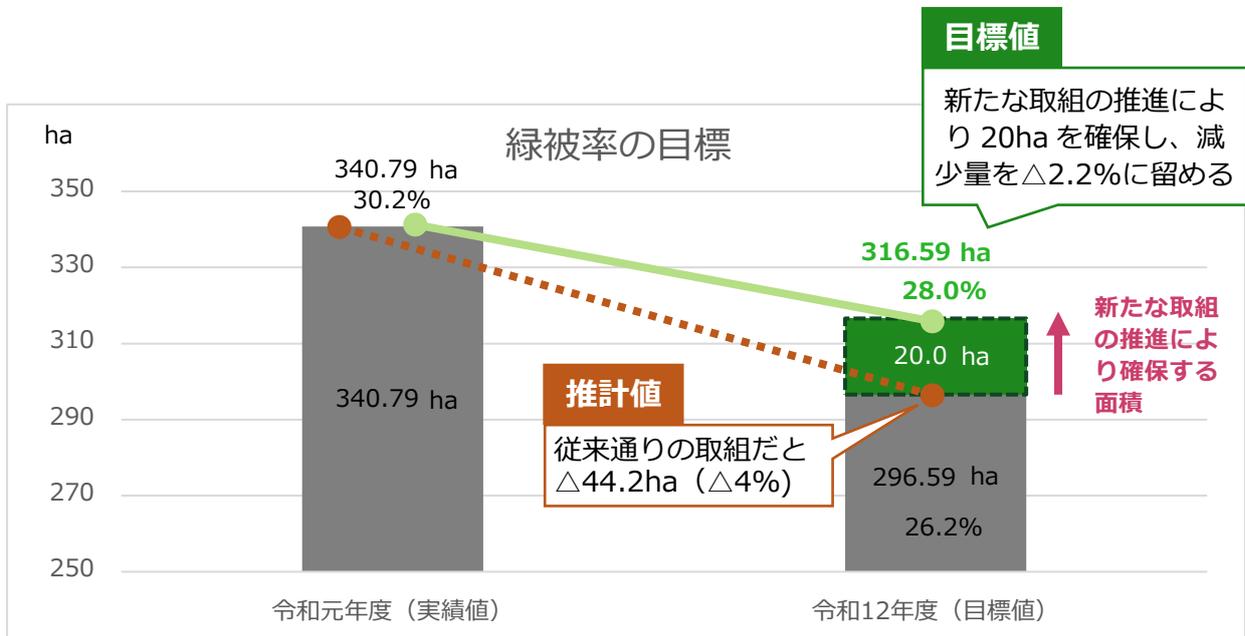
3 計画の目標

●みどりの量と質に関する数値を掲げます

○緑被率⁹：新規・拡充施策の実施により、減少傾向を緩やかにします。

令和元年度みどりの実態調査では、緑被率が 30.2%でした。今後10年で新たにみどりを保全する取組を行わない場合、約44haのみどりが減少し、26.2%になることが見込まれます。

これに対して、新たな取組を推進することにより、約20ha（推計値）のみどりを新たに保全・創出し、緑被率 28.0%（推計値）を確保します。



項目	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
緑被率	30.2%	28.0%

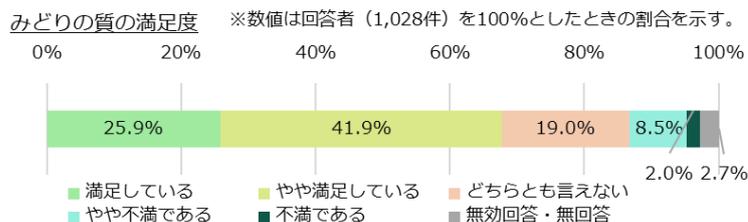
△2.2%に留める

「緑被率の目標値設定の考え方」、「緑被率・みどり率による中間評価」については、資料編73ページ～参照

9 緑被率 ▶ 緑被面積が市域に占める割合のこと。

〇みどりの質の満足度

令和元年度みどりの実態調査では、「満足している」、「やや満足している」の合計が67.8%でした。各種取組によりみどりの質の満足度を高める方針での目標値設定を想定します。



出典) 小金井市みどりの実態調査報告書（令和元（2019）年3月,小金井市）

項目	令和元年度（2019年度）	令和12年度（2030年度）
みどりの質の満足度※	67.8%	80.0%
	+12.2%増やす	

※「令和元年度小金井市みどりの実態調査報告書」より小金井市のみどりの質の満足度。

〇市民の関わりに関する目標：環境美化サポーター等登録者数

環境美化サポーター¹⁰登録者数について、施策の展開により現況より登録者数を増やします。

項目	令和元年度（2019年度）	令和12年度（2030年度）
環境美化サポーター等登録者数※	308人	410人
	+102人増やす	

※環境美化サポーター制度（公園、道路等）及びみどりのパートナーシップ協定¹¹の登録者数

10 環境美化サポーター▶環境美化に対する意識向上を図るため、身近な公共空間である公園、道路等の環境美化活動について市民がボランティア活動を実施する制度。

11 みどりのパートナーシップ協定▶うるおいある調和のとれた美しいまちづくりの推進を目的に、市と緑化に資する自主的な活動団体と協定を締結し、対等な立場で連携協力して市政を充実、発展させるための制度。

○その他取組状況の確認のための指標

施策の実施による効果は前掲の目標値により評価をしますが、その他にも下表に示す複数の指標を用いて、取組状況をこまめに確認します。

指標	現況	目標
環境保全緑地の指定面積	環境緑地：4.78ha（令和元年度）	現状維持
保存樹木の指定本数	保存樹木：842本（令和元年度）	現状より増加
市民農園 ^{1,2} ・体験型市民農園 ^{1,3} 箇所数及び面積（民営を含む）	＜市民農園＞ 5農園、4,060.37㎡（令和元年度） ＜体験型市民農園＞ 2農園、4,489.46㎡（令和元年度）	現状より増加
生産緑地地区 ^{1,4} 面積	58.85ha（令和元年度）	減少量を抑制する
保存生け垣の延長	4,358m（令和元年度）	現状より増加
公園・緑地面積	86.86ha（令和元年度）	現状より増加
街路樹の植栽延長	21.81km（令和元年度）	現状より増加
都市計画公園の整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

「モニタリング指標・目標設定の考え方」については、資料編79ページ～参照

- 1 2 **市民農園** ▶余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様に区画を貸すもの。利用者は、その区画内（12㎡）に好きな野菜を栽培することができる。
- 1 3 **体験型市民農園** ▶市が開設する市民農園とは異なり、市による施設整備費と管理運営に助成と支援を受けた上で、農家が開設するもの。農家が利用者に対して農業の講習会を実施し、利用者はその講習会で学んだ内容に沿って、自分の区画で農作業をする。
- 1 4 **生産緑地地区** ▶「生産緑地法」に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市計画の形成を図るため指定される地区。都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される。

第3章

目標の実現に向けた取組

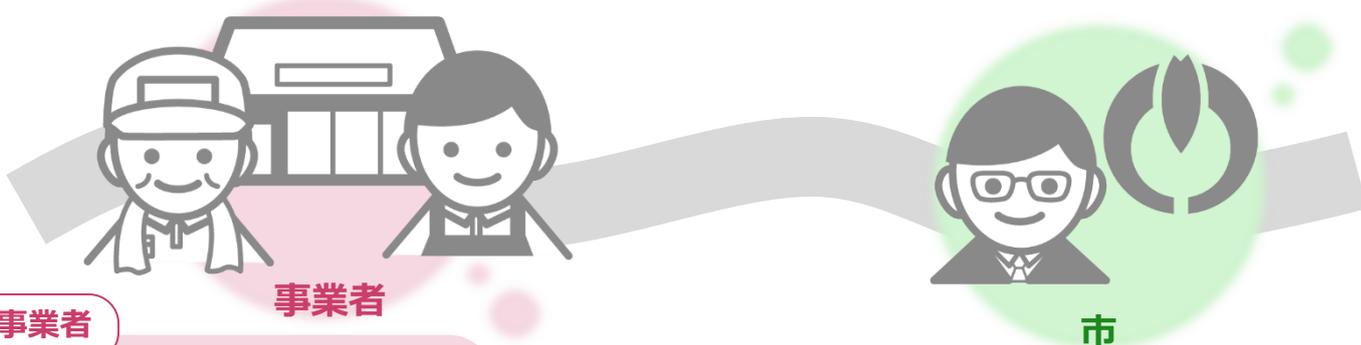
1 役割のイメージ

●市、事業者、市民で役割分担し、協働¹⁵します。

公共施設の他、みなさんの家や事業所にもみどりがあり、これら全てが市の貴重なみどりです。それぞれが、以下の役割のもと、この計画の目標達成に取り組めます。

市

- ・市は、東京都、近隣自治体及び庁内の連携のもと、公園や街路樹、公共施設の整備や管理を行い、魅力あるまちづくりに取り組めます。
- ・事業者及び市民が行うみどりに関する取組の支援や連携の強化に努めます。



事業者

- ・本市の発展を担う一員として事業所の緑化等のみどりの保全や創出に貢献します。
- ・事業活動を通じて地域に貢献していく CSR(企業の社会的責任)の観点から、市や市民が行うみどりの保全や創出につながる取組に積極的に連携、支援を行います。

事業者のみなさんに取り組んでほしいこと

- ・事業所内のみどりの適切な維持管理
- ・体験農園の運営への参加についての検討
- ・宅地開発や施設整備時に既存樹木を可能な限り保全
- ・一定規模の宅地開発時に公園整備や公園協力金を納めることにより、公園の魅力向上に貢献
- ・みどりに関する情報の収集・発信
- ・地域の一員としてボランティア活動への参加 など

15 協働▶市及び市民が、対等なパートナー関係を保ち、互いの理念や価値観を尊重し、行動原理の違いをよく理解したうえで、共通の課題解決に向け、それぞれの役割と責任に基づき、市民が暮らしやすいまちづくりを進め、生活を充実させること。

市が特に力を入れる取組

- ・国分寺崖線や民有地のみどりを守ります。
- ・農業イベントを通じて多様な方との交流・連携機会の拡大を図ります。
- ・魅力ある公園をつくります。
- ・民有地の緑化を推進します。
- ・みどりに関する情報を共有し、みどりへの理解と愛着を深めます。
- ・みどりに関するイベントや学習機会を提供します。
- ・ボランティア団体の横のつながりを支援し、活動の活性化を図ります。

**市、事業者、市民が
連携して取り組むことが
重要です。**



市民

市民

- ・市民一人ひとりが、小金井らしさを象徴するみどりに親しみ、みどりが果たす様々な役割を理解し、みどりを大切にします。
- ・市民団体は活動を継続し、他の団体との連携も進めながら活動の活性化と、みどりあるまちづくりが人から人へと広がるように努めます。

市民のみなさんに取り組んでほしいこと

- ・家や周辺の落葉清掃、樹木の手入れや草取りなど、みどりの適切な管理
- ・地元の野菜を購入するなど農家の応援
- ・公園等の落ち葉清掃などの維持管理への参加
- ・自宅の庭やベランダなどでのガーデニング
- ・みどりに関するイベントや学習機会への参加
- ・ボランティア活動や募金への参加 など

2 具体的な取組

● 将来像実現に向け、3つの基本方針に沿って取り組みます

将来像を実現するためには、市や東京都などだけでなく、事業者、市民のみなさんが一体となって取り組むことが重要です。

基本方針に基づく取組方針、具体的な取組について以下に示します。

	取組方針	具体的な取組
基本方針1 みどりを 守る	(1) 国分寺崖線・野川のみどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る ②野川の自然環境を関係者とともに守る
	(2) 民有地のみどりを守る	①保全緑地制度などの活用により守る ★
	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る ②活用して農地を守る ★
	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る ②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る
基本方針2 みどりを つくる	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する ②利用者の少ない公園を改善する ③公園機能を充実・更新する ④事業者、市民とともに公園管理を行う ★
	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ ②公共施設のみどりをつくる
	(3) みどりのまちなみをつくる	①住宅のみどりを増やす ★ ②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす ★
	(4) みどりの軸をつくる	①都市計画道路などの街路樹をつくる ②遊歩道や緑道などのみどりをつくる
基本方針3 みんなで 取り組む	(1) みどりに関して知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する ★ ②みどりと親しむ機会を増やす
	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める ②ボランティア活動に取り組む ★

★は新たに力を入れる取組

「新たに力を入れる取組」と対応する課題については、資料編8 1ページ～参照

基本方針1 みどりを守る

基本方針2 みどりをつくる

基本方針3 みんなで取り組む

(1) 国分寺崖線・野川のみどりを守る

(2) 民有地のみどりを守る

(3) 農地を守る

(4) 玉川上水のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

国分寺崖線や野川の連続したみどりを、市民や東京都、他自治体と共に守ります。

① 崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る

- ・国分寺崖線沿いに続く樹林地及び湧水は、本市を特徴づけるみどりであり、東京都が「みどりの骨格¹⁶」及び「国分寺崖線景観基本軸¹⁷」に位置付けるなど、広域的に見ても貴重なみどりです。
- ・国分寺崖線は国の法律や都や市の条例を活用し、特別緑地保全地区（滄浪泉園）、環境緑地や公共緑地などとして保全してきました。
- ・しかし、崖線及びその周辺に点在する民有地では、小規模な開発などによるみどりの減少が見られます。

取組の方向性：保全緑地制度などの活用により、国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりの保全を進めます。

表 本市の保全緑地制度などの一覧

名称	内容
特別緑地保全地区 (都市緑地法に基づく制度)	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度です。本市では滄浪泉園が指定されています。
国分寺崖線緑地保全地域 (東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく制度)	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっています。それと一体となった樹林地などを保全するため、指定を受けた保全地域を、相続などの発生により地形の改変などが予測される土地を優先的に東京都が取得しています。
環境保全緑地（環境緑地・公共緑地） (市条例に基づく制度)	現状のまま保全されることが確約されている樹木の集団で500㎡以上の面的つながりがある緑地を指定するものです。指定により都市計画税や固定資産税の減免が受けられます。
保存樹木、保存生け垣 (市条例に基づく制度)	民有地の一定規模の樹木や生け垣を指定するものです。維持管理のための奨励金を交付しています。

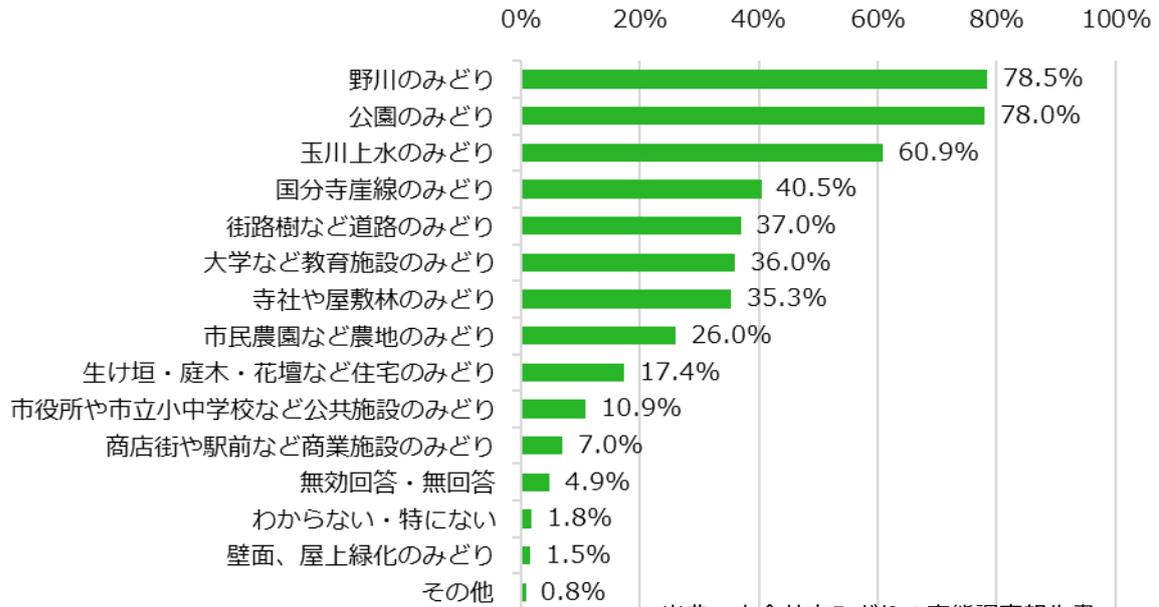
16 **みどりの骨格**▶東京都都市計画審議会答申「東京における土地利用に関する基本方針について（平成31年2月）」において、自然地形を主体として都市に定着し、東京を象徴する存在となっているものとされる。

17 **国分寺崖線景観基本軸**▶東京の景観形成において特に重要と考えられる地域の一つとして、「東京都景観条例」に基づき定められたもの。国分寺崖線及び国分寺崖線と一体となって景観を作り出している地域。

②野川の自然環境を関係者ととともに守る

- ・市民アンケートでは、小金井らしいみどり、将来に残したいみどりとして野川は上位となっていて、市民にとっても愛着の深いみどりです。

小金井らしいみどり ※数値は回答者（1,028件）を100%としたときの割合を示す。



出典：小金井市みどりの実態調査報告書
(令和元年3月、小金井市)

- ・野川では、平成17年に東京都により市民と行政で構成される「野川第一・第二調整池自然再生協議会」が設置され、野川自然再生事業が行われています。
- ・また、野川の流域自治体で構成される「野川流域環境保全協議会」が連携して野川の自然について解説した野川マップを作成するなど、様々な主体が連携して環境保全を進めてきました。
- ・定期的に市民団体により生き物観察会や調査が実施され、多くの市民が野川の自然に親しむ機会となっています。

取組の方向性：野川自然再生事業によって形成された東京都、野川流域自治体及び市民などとの連携を活用し、野川の自然環境を保全します。

主な取組

市

- ・保全緑地制度などの各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。
- ・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、各種イベントの開催などにより、市民がみどりの大切さを理解するきっかけを提供します。
- ・野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。
- ・国分寺崖線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。
- ・市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺崖線のみどりを保全します。

事業者

- ・国分寺崖線や野川の市民協働の取組に対し、積極的に支援・協力します。

市民

- ・滄浪泉園や野川に出かけてみどりに親しみ、その大切さを理解します。
- ・市、東京都などとともに野川の自然回復・活用に取り組みます。

国分寺崖線沿いに土地を所有する方

- ・所有する土地（みどり）を環境保全緑地（環境緑地や公共緑地）などの各種制度により保全することに協力します。
- ・「国分寺崖線景観基本軸」内における建築物の新設や外観を変更などする際には、できる限り周辺や崖線のみどりと連続させるよう緑化などの基準に従います。

野川の自然

雨水を武蔵野台地が涵養し、地下水が湧出しています。

野川はその湧水が流入する河川で、貴重な水辺の自然環境を形成しています。

東京都に残る貴重な自然として、野川第一・第二調節池地区自然再生協議会による、自然再生事業が取り組まれています。

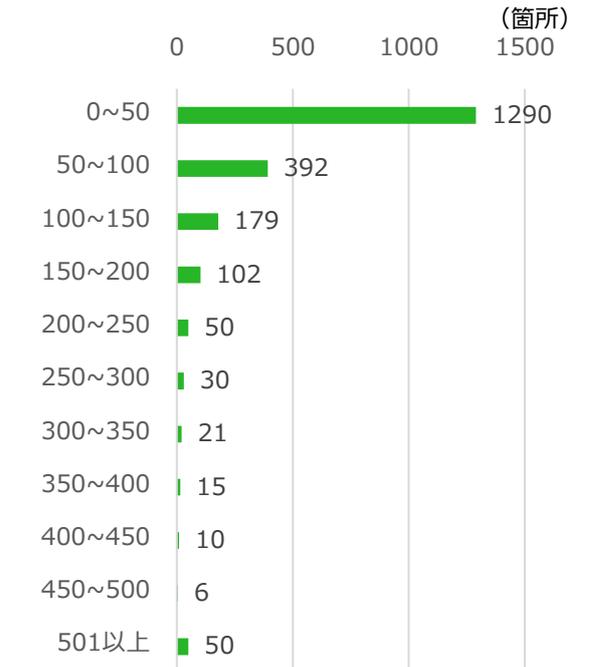


現況と課題、取組の方向性

宅地開発に伴う屋敷林などのみどりの減少が続いています。市内のみどりの減少を抑制するため、各種制度を用いて民有地のみどりを守ります。

①保全緑地制度などの活用により守る★

- ・最近の10年間で約21.71ha(東京ドーム約4個分)の樹林地が減少しています(第1章参照)。
- ・土地利用別では、住宅用地における樹木・樹林地が最も減少しており、消失した樹林地のほとんどは50㎡以下の小規模な屋敷林です。
- ・本市の建物の約7割が戸建住宅ですが、近年は特に小規模な戸建住宅が増加していることから、庭などのみどりを維持することが難しくなっています。
- ・今後も数年間は人口増加が見込まれており、宅地開発に伴うみどりの減少が続くと予想されます。民有地は所有者の意向もありますが、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度など(19ページ参照)を活用して、出来る限り今あるみどりを守っていくことが重要です。



消失した樹木・樹林地の箇所数(規模別・単位 m²)
出典)平成21年度、令和元年度の緑被現況調査結果を加工して作成

取組の方向性 : 支援制度を活用して民有地のみどりの維持に努めます。

主な取組

市

- ・所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。
- ・土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。
- ★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。
- ★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。

事業者

- ・保全緑地制度の活用により、みどりの保全に協力します。
- ★宅地開発や施設整備などの際には、既存樹木をできる限り保全するなどの配慮を行います。
- ・樹木の適切な維持管理を行います。
- 一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する事業者**
- ・一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。

市民

- ・自宅の樹木の維持管理や家の前の落葉の掃き掃除、草取りなど、みどりの適切な管理を行います。
- ・市が主催する環境緑地などのみどりの維持管理ボランティアに参加し、みどりを所有する方の維持管理の負担軽減に協力します。
- ・保全緑地制度の活用により、みどりの保全に協力します。
- 一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する市民**
- ★一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。
- ・維持管理などの負担が大きい場合、本市の保全緑地制度の活用を検討します。

現況と課題、取組の方向性

法制度を活用し、営農しやすい環境づくりや農地の多様な活用により、農地減少を抑制します。

① 営農支援により農地を守る

- ・最近の10年間で約15ha(東京ドーム約3個分)の農地が減少しています(第1章参照)。第1章に示したとおり、生産緑地については、2022年以降に多くの農地で指定解除や農地以外への転用などが懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。
- ・一方、近年、都市農地は、環境保全やヒートアイランド現象の緩和、地下水涵養、防災などの、市内の貴重なみどりとして「都市にあるべきもの」として重要視されています。
- ・これらの背景により、生産緑地を継続しやすいように生産緑地法¹⁸が改正されたことから、生産緑地の維持などに努めていくことが重要です。



図 市内生産緑地面積の推移 (単位: ha)

取組の方向性：農家の方が営農を継続できるように労働力や資金的な支援を行います。

② 活用して農地を守る★

- ・農地が減少する一方で、市民農園は毎年定員に対して3～5倍の応募があり、市民からとても人気が高い事業となっています。
- ・平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、民間企業などに生産緑地を貸し出しやすくなり、新規就農者などへの農地の貸借や民営の体験農園設置など、多様な主体の参画による農地の活用が可能となりました。

取組の方向性：多様な主体の参画により、農業体験などの市民がみどりにふれあう場として、幅広く農地を活用します。

18 生産緑地法▶農林漁業との調整を図り、良好な都市環境の形成のため、生産緑地地区に関する都市計画について必要な事項を定めた法律のこと。

主な取組

市

- ・ 農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の斡旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。
- ・ 緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。
- ★都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。
- ★地域の暮らしに潤いをもたらしてきた都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。

事業者

- ★市内での市民農園の運営など、事業化について検討し、関心があれば市に相談します。

農業者

- ・ 市の支援策などを活用して、出来る限り農地を維持し、次世代へ継承します。
- ・ 農地の維持管理が難しい場合、意欲ある農業者や新規就農者、民間事業者などへの貸し出しなどについても検討します。

市民

- ・ 地元で採れた野菜を積極的に購入します。
- ・ 農家の方の農作業を手伝う援農ボランティア活動に参加します。
- ★市民農園や体験型市民農園などを活用して、みどりに触れる機会を増やします。

基本方針 1 みどりを守る**基本方針 2 みどりをつくる****基本方針 3 みんなで取り組む**

(1)国分寺崖線・野川のみどりを守る

(2)民有地のみどりを守る

(3)農地を守る

(4) 玉川上水のみどりを守る**現況と課題、取組の方向性**

玉川上水は江戸時代に上水道として開かれたもので、江戸時代中期には多くの桜が植えられ、花見の名所としても知られるようになりました。大正13年に国の名勝「小金井(サクラ)」に指定され、平成15年には「玉川上水」が貴重な土木遺産として国の史跡に指定されました。このように歴史あるみどりを学識者などの意見や環境の変化も踏まえて維持・継承します。また、玉川上水周辺では東京都景観計画や風致地区制度に従い、玉川上水の景観に親和するまちなみ形成を進めます。

①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る

- ・生育環境の悪化から衰退していた桜並木の保全などについて、東京都水道局の主導で「史跡玉川上水整備活用計画」が策定されました。この計画に基づき、市民団体「名勝小金井桜の会」との協働によりサクラの苗木を育てるなど、平成22年度から令和元年度までに梶野橋から小金井橋間の整備を進めてきました。
- ・また、玉川上水を多くの人に活用してもらうため、パンフレットなどを作成し、玉川上水の魅力や整備への理解を広めました。
- ・これ以外の小金井橋から西側、梶野橋から東側の範囲についても、引き続き、隣接自治体と調整の上、桜の補植などの環境整備を進めていく必要があります。

取組の方向性：多くの人に親しまれる史跡・名勝としての玉川上水の良い姿を守り、次世代へ継承します。

②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る

- ・玉川上水両岸100mの区域は、「東京都景観計画」の「玉川上水景観軸¹⁹」であり、歴史的・文化的遺産をいかしたまちなみ整備を行い、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図ることとされています。
- ・さらに史跡・名勝を含む区域の環境を保全し、良好な都市景観の維持を目的として、貫井北町の一部、桜町の一部及び関野町の一部は、「第2種風致地区²⁰」に指定されています。

取組の方向性：玉川上水沿道では、史跡・名勝をいかしたまちなみとするため、敷地内はできる限り緑化し、玉川上水のみどりとの一体的な空間づくりを進めます。

19 玉川上水景観軸▶東京の景観形成において特に重要と考えられる地域の一つとして、「東京都景観条例」に基づき定められたもの。玉川上水の中心から両側それぞれ100mの地域。

20 第2種風致地区▶都市計画法に基づいて定められる地域地区の一つ。区内において建築行為等を行う場合は、「東京都風致地区条例」の規定に基づく許可が必要となる。

主な取組

市

- ・小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見や環境の変化を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水及びその周辺環境の保全を進めます。
- ・東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。
- ・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為などの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化などの基準が満たされているか確認します。
- ・歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。

事業者

- ・市及び市民団体の再生・活用の取組に対し、積極的に支援、協力します。

市民

- ・散策を通じて、玉川上水のみどりへの親しみを深めます。
- ・市及び市民団体が発信する情報を共有し、玉川上水の歴史背景や保全活用についての理解を深め、保全活動に協力します。

玉川上水周辺に土地を所有する方

- ・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」内における建築物の新設や宅地造成の際には既存樹木などの保全や緑化などの基準に従います。
- ・庭木や生け垣の設置、花壇やプランターの設置など、できる限り宅地の緑化を行い、玉川上水周辺のみどりの豊かな景観形成に努めます。

玉川上水沿いの在来植物

玉川上水にはアキカラマツ、ノカンゾウ、ツリガネニンジン、オミナエシ、ワレモコウなど、自然性が高い草地や雑木林に生育する在来植物が数多く見られます。

一方で、トウネズミモチ、ニセアカシア、オシロイバナなどの外来植物なども侵入していることから、外来植物の駆除を行い、在来植物が生育しやすい環境にしていくことが重要です。

(1) 魅力ある公園をつくる

(2)公共施設のみどりをつくる

(3)みどりのまちなみをつくる

(4)みどりの軸をつくる

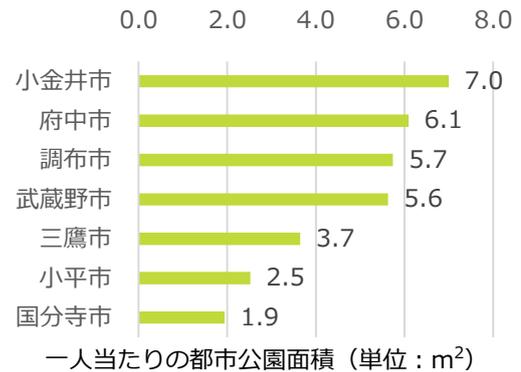
現況と課題、取組の方向性

利用率の高い公園等を優先的に整備し、魅力の向上を図るとともに、利用者の少ない公園等については、あらゆる角度から利用方法について再検討します。

また、公園等の魅力を維持・向上し、将来にわたり公園等が利用されるよう、担い手を確保します。

①新たな公園を整備する

- ・本市の公園等は他市と比べても一定量維持されていますが、優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。



- ・宅地開発等に伴い公園等を設置する際には、周辺の公園等や民間のオープンスペース²¹の配置を考慮し、公園整備の必要性を検討する必要があります。
- ・公園等の活用を図るためには、利用者である地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。

取組の方向性：公園等の配置を考慮しながら、事業者、市民と連携しながら、公園等の整備を進めます。

②利用者の少ない公園を改善する

- ・公園等の約2割は、小規模・同機能の公園等が近接しているなどの理由から、利用者の少ない状態であることが明らかになっています。
- ・将来の人口等を考慮しながら、公園等の配置の適正化、利用者の少ない公園等の改善を行う必要があります。



利用者の少ない公園の一例

取組の方向性：近隣住民の意向も踏まえながら、利用者の少ない公園等の活性化や集約化に向けた検討を行います。公園としての存続が難しい場合には、用途の変更や財源確保のための土地の売却などにより有効活用を図ります。

21 オープンスペース▶公有・私有を問わず公開性（立ち入り）が確保された広がりのある屋外空間のこと。

③公園機能を充実・更新する

- ・既存の公園等の中には、施設の老朽化や樹木の巨木化・老木化が進み、安全管理・防犯上支障のある公園等があります。

取組の方向性：小金井市公園等整備基本方針において、整備の優先度の高い公園等²²では、魅力向上のための施設整備を進めるとともに、安全確保のための取組を進めます。



敷地境界を越えて
越境する公園の樹木

④事業者、市民とともに公園管理を行う★

- ・公園等の安全確保、魅力向上を進めるためには、市だけでなく、事業者、地域住民及びボランティアが連携・協力することが重要です。
- ・また、公園等の活動を通じて、地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどの効果も期待できます。
- ・民間事業者の資金・ノウハウを投入することができる指定管理者制度²³や市、環境美化サポーター、自治会、事業者及び市民団体等の地域で公園等を管理・運営ができる「協議会」制度の活用も有効な手段のひとつです。

取組の方向性：多様な主体が公園等の管理運営に参画できるようボランティア制度の拡充・普及啓発を行います。また、より魅力ある公園とするため、指定管理者制度の導入を検討します。

22 整備の優先度の高い公園 ▶ 小金井市公園等整備基本方針では、公園・緑地について、量や質、利用者人口、多面的機能などの視点から評価指標を設けて評価をした。A～Dの4段階で評価をしており、整備についてはA評価の公園等を中心に行うこととしている。B～D評価の公園等は、利用圏の重複状況、利用者数、利用者ニーズを等考慮し、有効な利活用方策を検討する。

23 指定管理者制度 ▶ 地方自治法の規定に基づき、都市公園等の整備や管理・運営に、民間等のノウハウを活用する制度。

主な取組

市

- ・小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。
- ・新たな都市公園^{2 4}等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。
- ・利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。
- ・みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。
- ・安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、劣化状況などを踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。
- ・安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。
- ・新型コロナウイルスなどの感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を行います。
- ★環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。
- ★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。
- ★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議などの設置の検討をします。
- ★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。

2 4 都市公園 ▶ 都市公園法に基づき設置された公園又は緑地のこと。

事業者

- ・宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の開発を行う場合は、公園等を整備します。周辺に十分な公園等がある場合は、開発規模に応じた公園協力金を納入し、既存の公園等の魅力向上に還元します。

★公園サポーター会議などに参加し、実際に公園等の管理・運営に参画します。

市民

- ★環境美化サポーターに登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組みます。

★公園サポーター会議などに参加し、実際に公園等の管理・運営に参画します。

現況と課題、取組の方向性

安全の確保を第一に、環境学習²⁵の場や防災機能など、場所に応じたみどりの整備、維持管理を行います。

①学校のみどりをつくり、親しむ

- ・みどりの実態調査（令和元年度）において学校などを含む「教育文化施設」は「公共用地」のなかでも特に緑被率が高く、学校のみどりは、重要なみどりのひとつとなっています。
- ・市立小中学校は、避難場所として指定されているため、学校のみどりには、災害時の延焼遮断など、防災機能が期待されます。
- ・学校は子どもたちが身近に自然に触れ、環境を学習する場として重要であり、市立小中学校の中には、ビオトープ²⁶が整備されている学校もあります。



小金井第一小学校校門前の花壇

取組の方向性：安全確保を第一として、環境学習の場や防災機能など、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

②公共施設のみどりをつくる

- ・市では保育園や公民館などの公共施設においても、屋上緑化を実施し、環境負荷の低減などに取り組んでいます。
- ・公共施設の中には、避難場所などに指定されている箇所もあり、災害時の延焼遮断などの防災機能にも配慮が必要です。



小金井市上げやき保育園及び
児童発達支援センター屋上緑化の様子

取組の方向性：安全確保を第一として、防災機能、環境負荷の低減など、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

25 環境学習▶市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものに変えていくために、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。

26 ビオトープ▶生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間のこと。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、又は自然の生態系に接することができるように整備された空間。

主な取組

市

- ・公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内の緑化をします。
- ・公共施設のみどりは、倒木などの危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。
- ・学校ビオトープの維持管理をします。
- ・子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺崖線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。
- ・芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに、芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。

★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。

事業者

- ・みどりに関する募金などに参加して、公共施設の緑化の取組に対して、積極的に支援・協力します。
- ・環境負荷の低減に向けたみどりのあり方を検討します。

市民

- ・公共施設の植栽や生け垣の維持管理に参加します。
- ・学校ビオトープの維持管理に参加します。
- ・身近に芝生化した校庭のある学校がある場合、この維持管理に参加します。

みどりの防災効果（延焼遮断）

生け垣や庭木等でよく知られている樹木のなかには、火災の防止に役立つ樹木があり、例えば、ツバキ類、イヌマキ、シラカシ等の常緑性で葉が厚い樹木は、防火力が高いことで知られています。

これらの防火性の高い樹木は、葉の重さの約半分から80%が水分であり、温度上昇を抑える作用、熱を遮断する作用、熱気流や煙を上空に逃がす作用、飛び火を捉えて消火する作用等があります。

1923年の関東大震災における火災では、まちなかのみどりが延焼を阻止し、焼け止まりとなった例がよく知られています。

参考資料：ヒトと森林 森林の環境調節作用（昭和57年、只木ら）

基本方針1 みどりを守る

基本方針2 みどりをつくる

基本方針3 みんなで取り組む

(1)魅力ある
公園をつくる

(2)公共施設
のみどりを
つくる

(3) みどりのまちなみをつくる

(4)みどりの
軸をつくる

現況と課題、取組の方向性

みどりが減少している実態を踏まえ、市、事業者及び市民が一丸となってみどりの創出、育成に取り組めます。また、建築行為を契機としたみどりの創出に取り組めます。

①住宅のみどりを増やす★

- ・本市の緑被面積減少の主な要因の一つとして、農地の宅地への転用、戸建住宅地内の緑被地の減少があります。
- ・樹木・樹林地は、1か所当たり50㎡以下の規模での消失が多く、一つひとつは小規模ですが、これらが積み重なり大きな減少となっています。
- ・事業者及び市民一人ひとりが、みどりが減少している実態を知り、それぞれがみどりの創出、育成に取り組む必要があります。
- ・また、生け垣造成や維持に対する助成制度、苗木の配布などみどりの創出、育成のための制度・取組（19ページ参照）がありますが、十分な活用には至っていません。

取組の方向性：各種制度を活用しながら、市、事業者及び市民が一丸となって、住宅地のみどりの創出、育成に取り組めます。

②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★

- ・市民を対象としたアンケートでは、「良い点・自慢したい点」として「みどりや水辺などの自然」を挙げている人が約半数を占めており、みどりは本市の強みの一つと言えます。
- ・人が賑わい、交流する市街地、商業施設や市外の来訪者が多い事業所でみどりを創出、育成し、本市の強みを育てることが重要です。



武蔵小金井駅前

取組の方向性：新たに緑化指導に関する規定を整備することにより、建築行為を契機としたみどりの創出に取り組めます。

主な取組

市

- ★事業者、市民が取り組むべき緑化について、「緑化の手引き」などを作成し、緑化手法や維持管理に関する技術などの情報を分かりやすく提供します。
- ★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。
 - ・東京都苗木生産供給事業を活用して、イベントなどを通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。
- ★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化²⁷など多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。
- ★市街地の緑化を進めるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない規模の建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、緑化を推進します。
 - ・鉄道沿線などの身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組みます。

事業者

- ・「緑化の手引き」などを参考に、事業所の駐車場やベランダでの緑化や屋上緑化、壁面緑化に取り組みます。
- ・宅地開発などの際に緑化指導の対象となる場合には、環境配慮基準や緑化指導に関する規定などに基づき、敷地の一部の緑化を行います。

市民

- ★「緑化の手引き」などを参考に、自宅の庭やベランダでの緑化や屋上緑化、壁面緑化に取り組みます。
- ★庭先やプランターなどへの草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくります。
- ★宅地開発などの際に緑化指導の対象となる場合には、環境配慮基準や緑化指導に関する規定などに基づき、敷地の一部の緑化を行います。

27 壁面緑化▶ツタ類などで建物の外壁面を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置したりして外部から見える緑化空間を創出する方法。

(1)魅力ある公園をつくる

(2)公共施設のみどりをつくる

(3)みどりのまちなみをつくる

(4) みどりの軸をつくる**現況と課題、取組の方向性**

街路樹などの整備によりみどりの軸²⁸をつくり、公園などの身近なみどりとつながりをもつことで、一体的な広がりのあるみどりのネットワーク²⁹が形成されます。

みどりのネットワークを充実させることで、レクリエーション機能の向上、生き物の生息空間の確保及び快適な歩行空間の形成などにより、厚みのあるみどり豊かな都市空間を創出します。

①都市計画道路などの街路樹をつくる

- ・街路樹には、景観の形成、生き物の生息空間、緑陰の創出など、多様な機能があります。
- ・また、国分寺崖線、野川、玉川上水などの東西のみどりの軸に対して、街路樹は、南北のみどりの軸となっています。
- ・市ではこれらの軸を形成、維持するため、地域住民の理解・協力を得ながら、広い道には樹木、狭い道にはつる性植物などを用いて道路の幅員や場所に応じた緑化を進めてきました。



街路樹（ナンジャモンジャ通り）

取組の方向性：地域住民の理解を得ながら、道路の幅員や場所の特性に応じた街路樹などを整備することにより、多様なみどりを結びつけ、みどりのネットワークを充実させます。

②遊歩道や緑道などのみどりをつくる

- ・本市には快適な歩行空間の形成の観点から、野川や用水路には遊歩道、玉川上水には緑道が整備されています。
- ・都市計画道路などを結ぶ遊歩道や緑道の適切な維持管理も進めてきました。

取組の方向性：都市計画道路などを結ぶ遊歩道や緑道の適切な維持管理を進めます。

28 **みどりの軸**▶崖線や河川、街路樹等の連続するみどりで、公園・緑地や学校のみどりなどのみどりの拠点同士をつなぐもの。詳しくは p.43、p.44 参照。

29 **みどりのネットワーク**▶みどりの軸や公園などのみどりの拠点から形成される、連続するみどりのつながり。みどりのネットワークを充実させることは、生物の生息区域の拡大、防災などのみどりの持つ機能を効果的に発揮させる上で重要とされる。みどりのネットワークの充実の考え方は p.43 参照。

主な取組

市

- ・都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。
- ・市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。
- ・都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。
- ・都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。

事業者

- ・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の適切な維持管理、清掃などに協力します。

市民

- ・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の適切な維持管理、清掃などに協力します。

街路樹の役割

道路際にただ植えられているように見える街路樹ですが、街路樹には様々な役割があり、私たちの生活を支えています。

【景観を向上させる機能】街路樹が装飾物となったり、景観上好ましくないものを隠す機能があります。

【生活環境を保全する機能】騒音を防いだり、有害な物質を吸着して大気を浄化する機能があります。

【生き物のすみかをつくる機能】都市部の街路樹は貴重なみどりであり、生き物のすみかや移動経路となっています。

【緑陰をつくる機能】直射日光を防いだり、蒸散作用による周辺温度を低下させる機能があります。

【交通の安全を守る機能】視線を誘導し、道路の進行方向をわかりやすくさせる機能があります。

【まちの防災力を高める機能】風の勢いを軽減したり、火災の延焼を防ぐ機能があります。

参考資料：ヒートアイランド現象に対する適応策検討調査業務報告書（平成23年3月、環境省）

(1) みどりについて知り、親しむ

(2) みどりに関する活動に取り組む

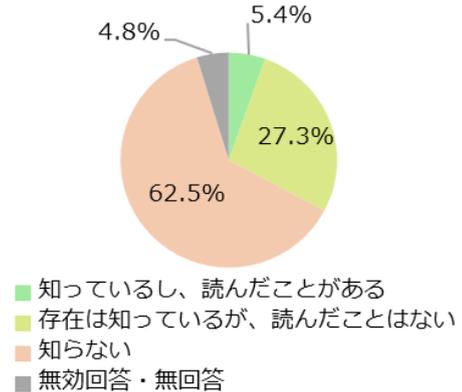
現況と課題、取組の方向性

市、事業者及び市民でみどりに対する課題認識や目標を共有します。また、みどりに関する活動に取り組むきっかけとして、イベントなどを開催します。

① みどりに関する情報を発信・共有する★

- ・市民アンケートによると、改訂前の計画を知っている人は3割程度、さらに実際に読んだことがある人は1割にも満たない状況です。
- ・まずは、小金井のみどりに関する実態や目標像をより多くの人に理解してもらう必要があります。

計画の認知度 ※数値は回答者（1,028件）を100%としたときの割合を示す。



出典：小金井のみどりの実態調査報告書（令和元年3月、小金井市）

取組の方向性：市、事業者及び市民が互いに情報や状況を共有し、みどりへの理解と愛着を深めます。

② みどりと親しむ機会を増やす

- ・既存ボランティアでは高齢化や参加者の固定化などの課題を抱えており、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要です。
- ・市民アンケートによると、「みどりに関する市民団体などで活動する」ことについて、前向きな意向を示した市民は3割程度に留まりますが、「ガーデニングなどの勉強会・イベントに参加する」ことについて、前向きな意向を示した市民は半数を超えており、ボランティア活動への参加はハードルが高いものの、イベントなどへの参加については、比較的多くの市民が関心を示していると言えます。
- ・各種イベントや講演会などのみどりと親しむ機会をきっかけとして、みどりに関する活動への参加につなげることが重要です。

取組の方向性：みどりに関するイベントや学習機会を提供し、みどりに関する活動への関心を育てます。

主な取組

市

- ★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。
- ★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。
- ★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。
- ★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。
 - ・市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。
 - ・優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。
 - ・市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。

事業者

- ★市、他の事業者及び市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
 - ・事業所の緑化などをPRし、みどりの魅力を発信します。
 - ・みどりの調査や、みどりに関するイベント・講座などの機会の場を提供します。

市民

- ・身近な公園等のみどりを活用した環境学習に積極的に参加し、みどりに対する理解を深めます。
- ★市、事業者及び他の市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
 - ・みどりの調査に参加するなど、自らもみどりの現状を把握、発信します。
- ★自宅のガーデニングなどまちなみのみどりの育成に取り組み、みどりを通じたコミュニケーションを図ります。

現況と課題、取組の方向性

将来にわたり継続してみどりの担い手を確保するため、みどりと関わる手段を広げるとともに、活動者自身や地域の糧にもなるボランティア活動を推進します。

①みどりに関する募金などできることから始める

- ・市民アンケートでは、みどりに関する市民団体などでの活動や公園等の管理運営への参加について、消極的な回答が目立ちますが、「みどりの整備や管理に関する募金に協力する」ことについては、6割以上の市民が前向きな意向を示しています。
- ・他の市民アンケートでは、地域活動への参加に必要なこととして「活動するきっかけや仲間がいること」、「健康であること」、「気軽に身近なところで参加できること」、「活動時間や曜日を選べること」などが挙げられています。
- ・より多くの人々の参加を促すため、多様な参画機会の提供が求められます。

取組の方向性：みどりと関わる手段を広げ、より多くの人々がみどりのために活動できる環境を整えます。

②ボランティア活動に取り組む★

- ・現在、市では各種ボランティア制度及び団体に対する支援を行っていますが、いずれも、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要です。

名称	活動内容	支援内容
環境美化サポーター制度 (花壇ボランティア、剪定ボランティアなど)	市が管理する公園や道路などのごみ収集や草刈り、公園花壇の維持管理などへの協力、公共施設などの樹木の剪定	清掃道具の提供や収集したごみの廃棄物処理手数料の免除
公園サポーター会議	公園を利用するボランティア団体のとりまとめ役	定期的な意見交換会の実施

- ・ボランティア活動は、みどりを育むだけでなく、地域コミュニティの核となる役割や参加者の知識や技術を身に着ける場としての役割も期待されることから、活動の活性化、次の人材の確保につなげることが重要です。

取組の方向性：ボランティア団体の横のつながりを支援し、活動の活性化を図ります。

主な取組

市

- ・みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。
- ・イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。
- ・浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。
- ・環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。
- ・若い世代のボランティア登録を促進します。
- ★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。
- ★梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。
- ★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に実施します。
- ★既に参加しているボランティアの方のさらなるスキルアップのため、講座形式でのみどりの知識や管理など技術を習得できる仕組みを検討します。

事業者

- ・みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- ・みどりに関する募金に参加して、みどりの保全・創出を支援します。
- ・多様なボランティア活動との連携や人材育成に協力します。

市民

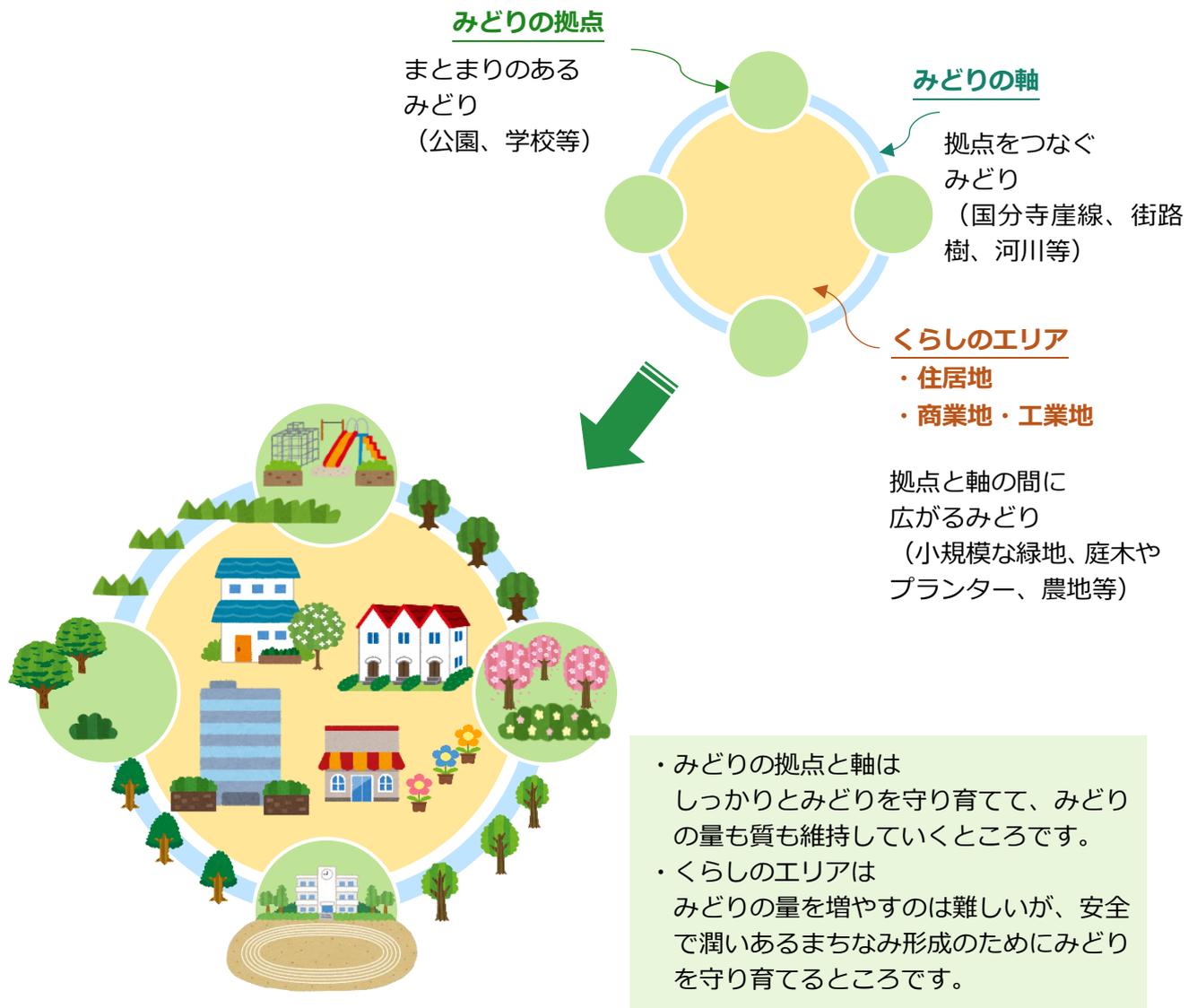
- ・みどりに関するボランティア活動に参加します。
- ・みどりに関する募金などに参加して、みどりの保全・創出を支援します。
- ★ボランティア同士の連携強化に努め、地域のコミュニティ形成を図ります。
- ★市が開催する講習会などに参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに関わる仲間づくりの場として活用します。

3 みどりのまちづくり方針

●用途や設置目的に適したみどりを配置します。

緑地を系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくため、環境や景観、防災やレクリエーション機能を踏まえてみどりのまちづくり方針を示します。

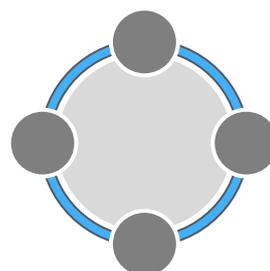
みどりのまちづくり方針図に定めたみどりの拠点や軸の特性に合わせて、みどりを保全・創出し、適正な管理を行うことで、みどりのネットワークを充実させ、みどりの将来像を実現します。



みどりのまちづくり方針図のイメージ図

みどりの軸

- ・みどりの軸は、崖線や河川、街路樹などの連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成などによる人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止などの役割を担います。
- ・主に市が取組を推進し、事業者・市民が取組を支えます。
- ・規模や特性により以下の軸に区分します。



● 歴史と自然軸

- ・本市の歴史や文化にも関わりが深く、広域的な連続性があるみどりでです。河川や崖線、主要な道路などが複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付けます。

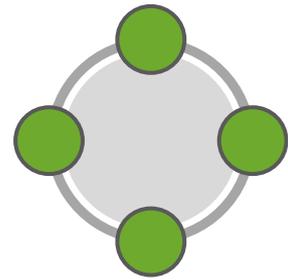
● 身近な交通軸

- ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどりでです。人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置付けます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
歴史と自然軸		<ul style="list-style-type: none"> ・野川・国分寺崖線ゾーン（現行計画に示した国分寺崖線周辺の区域を指します。） ・玉川上水とその周辺（五日市街道、砂川用水など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の移動経路や景観に配慮したみどりの維持管理保全を行うとともに道路に面した民地の緑化を促進します。
身近な交通軸	主要道路	都道：新小金井街道、東大通り、東八道路、五日市街道、小金井街道、連雀通り 市道：北大通り、緑中央通り 上記以外の幹線道路（都市計画道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都とも連携して、環境、景観などに配慮して街路樹の整備、維持管理を推進します。
	鉄道路線	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 中央線 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道敷地の接道部の緑化を支援し公的施設で活用する場合の積極的な緑化を推進します。

みどりの拠点

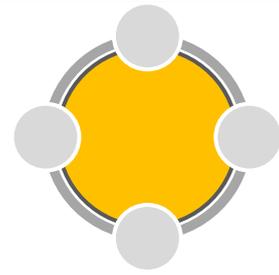
- ・みどりの拠点は、まちなかに点在するまとまりのあるみどりであり、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの環境保全の機能を発揮するとともに、人が集うレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所などとしての役割を担います。
- ・主に市・大学などが取組を推進し、事業者・市民が取組を支えます。
- ・規模や特性によって以下を拠点に区分します。
 - 広域交流拠点
 - ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学などを位置付けます。
 - 身近な交流拠点
 - ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園などや学校などの公共施設を位置付けます。



区分		対象	特性に合わせた管理方針
広域交流拠点		<ul style="list-style-type: none"> ・都立小金井公園、都立武蔵野公園、都立野川公園 ・都立多磨霊園 ・東京学芸大学、東京農工大学、法政大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観・環境保全、湧水保全、生物多様性保全、防災と複数機能を備えたみどりを維持します。 ・広域避難場所としての活用を行います。(都立公園・大学)
身近な交流拠点	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園(市管理・国管理・住宅供給公社管理) ・特別緑地保全地区 ・公共緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション機能を充実し、市民活動の場としての活用を促進します。 ・市民の憩いの場として潤いや安全性を感じられるみどりを創出し、適切な管理を行います。
	学校・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校など ・市庁舎など 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所や避難所として、災害時のオープンスペース、防災機能、延焼防止などの役割を維持し、安全性などにも配慮したみどりの管理を行います。

くらしのエリア

- ・くらしのエリアは、みどりの拠点と軸の間に広がる住宅や事業所が立地する場所で、屋敷林、小規模な緑地、庭木やプランター、農地などのみどりが存在する場所です。
- ・これらのエリアは市民などが所有するみどりが多いため、恒久的にみどりの量を確保することが難しい状況ですが、生け垣やプランターなどを用いた視覚的に楽しめるみどりの創出や、安全で快適な環境づくりのための景観にも配慮したみどりの維持管理を推進します。
- ・主に事業者・市民が取組を推進し、市が取組を支えます。



区分	対象	特性に合わせた管理方針
住居地 ³⁰ のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園・子供広場 ・農地 ・屋敷林 ・社寺林 ・庭 ・接道緑化（生け垣・プランター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア内の公園や街路樹、屋敷林、農地などのみどりについて、生活の安全確保を図るため、植栽する樹種の選定や適正なみどりの維持管理を推進します。 ・住宅の庭や、生け垣やプランターなどによる季節を感じられるみどりの創出を推進します。
商業地・工業地 ³¹ のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地・提供公園 ・壁面緑化 ・接道緑化（生け垣・プランター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗軒先や道路際を活用したプランターや壁面緑化など僅かなスペースを活用した緑化を推進し、歩いて楽しめるまちなみの形成を推進します。 ・官民連携により人の出入りが多き駅前のみどりを増やし、本市の顔となり立ち寄りたくなるみどりの景観形成を推進します。

30 住居地▶用途地域における第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域を「住居地」として設定。

31 商業地・工業地▶用途地域における近隣商業地域、商業地域、準工業地域を「商業地・工業地」として設定。

本市における景観保全について

みどりは本市の貴重な財産であり、みどりを守り、つくり、適切に維持することは、まちの魅力向上に寄与します。

本市のみどりを含めたまちの景観を保全するため、小金井市まちづくり条例に基づく「小金井市宅地開発等指導要綱」、「小金井市環境配慮指針」及び都市計画法に基づく「地区計画」等のルールを設けて、宅地開発等に伴うみどりの減少抑制及び創出を図っています。

景観保全については、本計画のほか「第3次小金井市環境基本計画」及び「小金井市都市計画マスタープラン」もあわせてご覧ください。

凡例

■みどりの拠点

//// 広域交流拠点

景観、湧水保全、生物多様性保全、防災等の複数の機能を発揮できるみどりを維持します。



身近な交流拠点

市民の憩い・活動の場として活用を促進します。また学校等・公共施設では、防災機能や安全性に配慮したみどりを育成します。

■みどりの軸

●●●● 歴史と自然軸

■ 国分寺崖線ゾーン

生物の移動経路や景観に配慮したみどりの管理・保全を行うとともに、道路に面した民有地の緑化を促進します。

■ 身近な交通軸

||||| 身近な交通軸（計画）

景観や環境に配慮した緑化や維持管理を実施します。

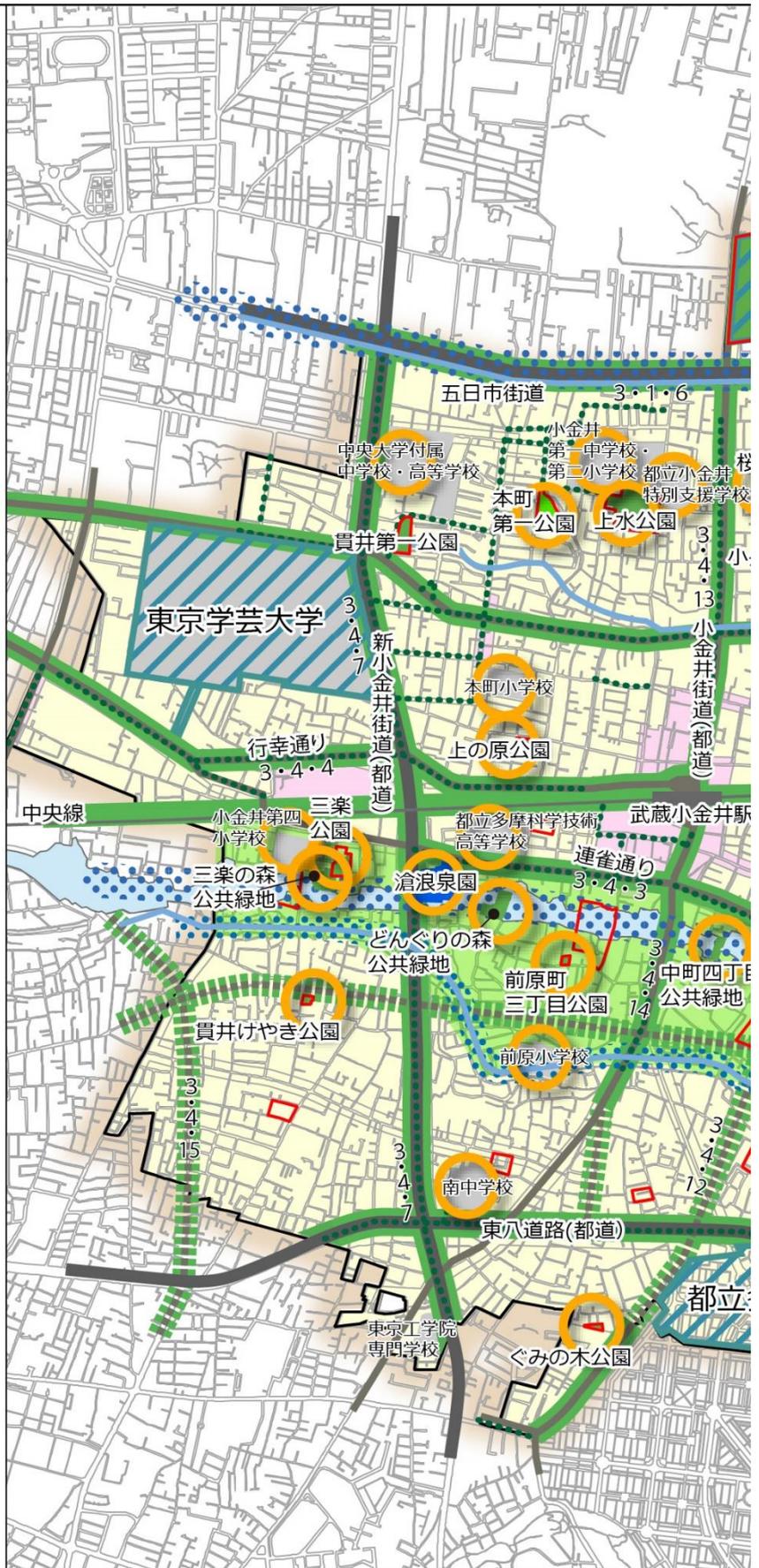
■くらしのエリア

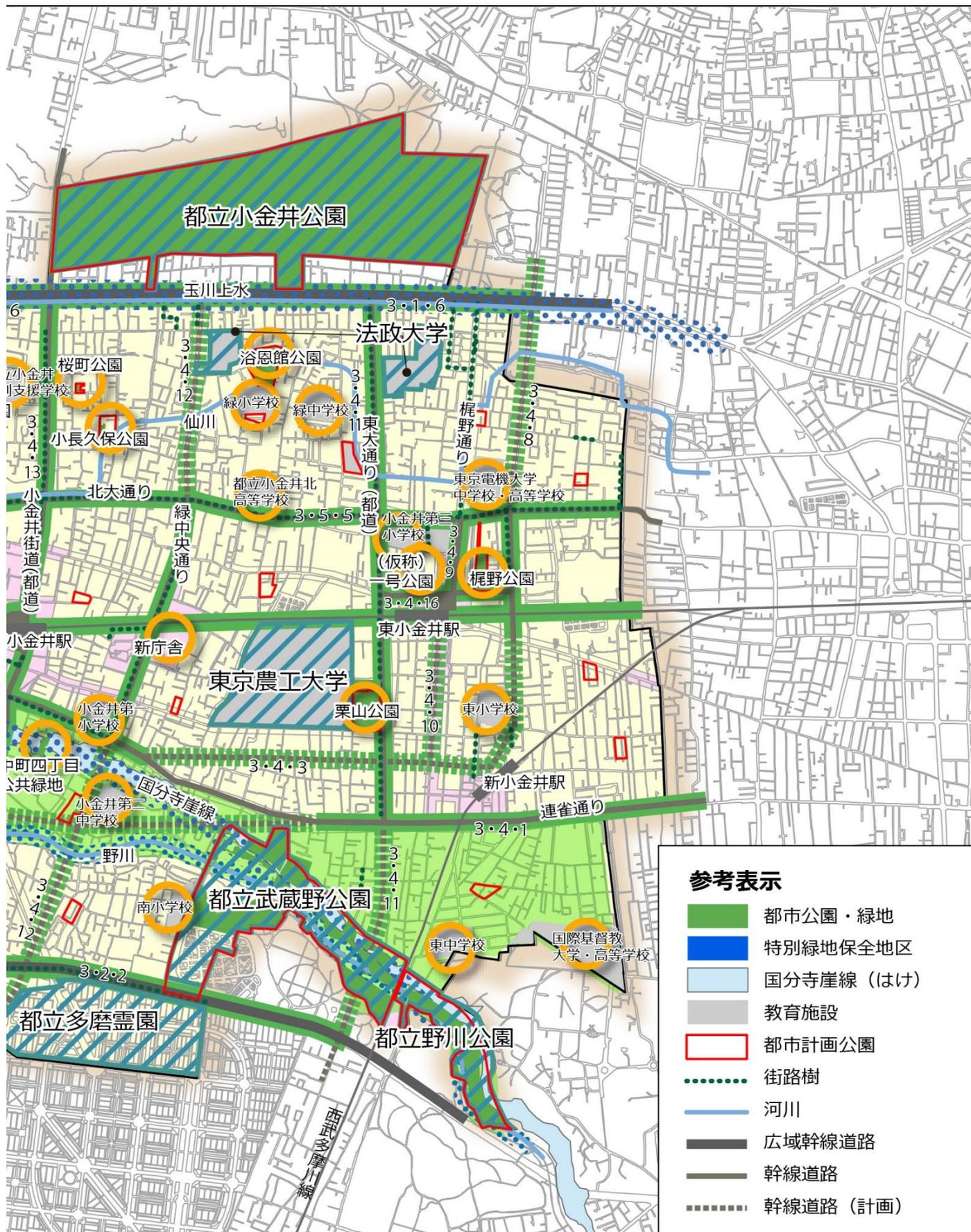
■ 住居地のみどり

公園や街路樹、屋敷林、農地では生活の安全を確保するため、適正なみどりの維持管理をします。住宅地では庭や生け垣、プランター等による季節を感じられるみどりを創出管理します。

■ 商業地のみどり

店舗軒先や道路際を活用してプランター等を設置することで、歩いて楽しいまちなみを形成します。また官民連携により駅前のみどりを増やし、本市の顔となるみどりの景観をつくります。





第1章
小金井のみどりのいま

第2章
私たちが目指すみどり

第3章
目標実現に向けた取組

第4章
計画の基本的事項

資料編

4 都市公園等の整備及び管理の方針

都市公園等は、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観及び生物多様性の確保など、みどりの有する多様な機能を効果的に発揮させる上で、重要な役割を担います。

本市では都市化が進展しており、市街地の中の貴重なオープンスペースとしての公園等が担う役割は非常に重要となっています。

この点を踏まえて、本市における都市公園等の整備及び管理の方針は、小金井市公園等整備基本方針（平成31年3月）を基本とし、整備の優先度の高い都市公園等の魅力向上及び安全確保を進めます。

都市公園等の整備の方針

【新規公園の整備】

- ・「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月）に基づく公園等の整備や、土地区画整理事業における公園等の整備を進めます。
- ・また、これ以外の公園等については、市全体と地域ごとの将来の人口・構成分布を考慮し、市が管理する公園等のみならず、都立公園、民間が管理する公園、隣接市の公園、大学及び寺社などのオープンスペースを含め、安全性、利便性、地域性、地形などの環境条件を勘案して配置します。
- ・新規に整備する公園等については、本市ではグリーンインフラの促進の観点から、地下水涵養の促進^{3 2}、地域コミュニティ形成などの機能向上に向けた整備を行い、合わせて公園等の周辺地域又は公共施設の緑化を進めることでみどりの多機能性を効果的に発揮できるよう取り組みます。

【集約化・再配置への対応】

- ・今後の高齢化や人口減少に伴う予算規模の縮減を想定し、効率的な整備をするため、活用が図られていない公園等の土地利用転換などをしつつ、既存公園等の魅力向上を図ります。

3 2 地下水涵養の促進▶武蔵野台地上に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川等の水辺を形成している。この点も踏まえ本市では、住宅地からの雨水の地下水涵養促進のため、雨水施設の設置のための周知啓発や設置助成に取り組んでいる。

都市公園等の管理の方針

【公園施設の設置・管理】

- ・既存公園等のトイレ、ベンチ及び水道などの公園施設については、誘致圏³³の重複状況、利用者数及び利用者ニーズなどを考慮し、設置、修繕又は撤去などを慎重に検討します。
- ・一般遊具や複合遊具、健康遊具などの遊具は、遊具定期点検などの結果により、安全基準を満たさない遊具について優先的に整備・改修を行い、総量を維持します。なお、誘致圏の重複状況、利用者数及び利用者ニーズなどを考慮し、撤去についても検討します。また、遊具を新たに設置する場合は、外部から見通しが良く、死角を排除するように設置します。
- ・市民が日常的な健康づくりの場や子育ての場として快適に利用できるよう、感染症対策などの利用マナーの啓発を図ります。公園利用者の安全確保のため、都市公園等にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。
- ・多様な利用者を想定し、地域性を踏まえながら、障がいのある子もいない子もみんなで遊べるインクルーシブ遊具の導入を検討します。

【安全の確保と緑の軸の形成のための植栽管理】

- ・公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替えなどによる新陳代謝を図ります。
- ・市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図ります。

【多様な管理方法の導入検討】

- ・地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどにより公園等の安全の確保、魅力向上を進めるために、地域住民や市民が安全に利用できる公園ルールの検討や、ボランティアが活躍できる管理方法を検討します。
- ・公園等に新たなにぎわいの創出を図るため、指定管理者制度の導入や、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの導入について検討します。

関連：基本方針2（1）魅力ある公園をつくる

33 誘致圏▶公園の主たる利用者が居住する範囲のこと。

5 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項

本市は、消費地に近いという利点を生かした地元消費型の少量多品種栽培などの取組を展開していますが、都市化に伴う住宅などの増加、農家の高齢化、後継者不足などにより農地の減少が続いています。

都市農地は、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」により、従来の「宅地化すべきもの」から都市緑地の一部として「都市にあるべきもの」に位置付けられました。

このような背景を踏まえ、以下のとおり生産緑地をはじめとした市内農地の保全を図ります。

生産緑地地区の指定

- ・本市では生産緑地法改正を受け、生産緑地の指定面積を「500㎡以上」から「300㎡以上」に引き下げています。このことにより、これまで指定を受けることが困難であった農地についても、生産緑地として指定できるようになり、農地の減少を抑制します。
- ・生産緑地法に基づき、特定生産緑地の指定を進め、農地の保全を図ります。特定生産緑地指定については、制度の説明や周知の徹底を図り、農地所有者の理解を得ながら進めます。

生産緑地の活用方針

- ・生産緑地の貸借が従前に比べ、容易になったことを踏まえ、農地所有者による営農継続が難しい生産緑地については、関係団体などと連携し、意欲ある農業者や新規就農者への貸借、市民農園としての活用を推進します。
- ・市民が農とふれあえる場としての活用を促進するため、市民、商業、福祉、教育などの多様な主体と農業者が連携して取り組む生産緑地活用のモデルづくりに取り組みます。

関連：基本方針1（3）農地を守る

6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全できる制度です。

本市では滄浪泉園緑地がこの特別緑地保全地区に指定されています。

滄浪泉園は明治・大正期に活躍した実業家である波多野承五郎氏の別荘の「はけと湧水」をいかした庭園でした。昭和40年代に開発計画が起りましたが、市民の熱心な保存運動により、昭和52年に東京都が買収し、本市が管理しています。



保全と管理の方針

- ・崖線から湧き出る湧水と国分寺崖線のみどりを感じられる豊かな樹林を保全するため、樹木の適正な管理を行います。
- ・園路沿いは利用者の安全確保のための剪定管理などを実施します。
- ・市民をはじめ多くの人に利用していただくため、緑地の魅力を発信します。
- ・地域学習や環境学習の場としての活用を促進します。

施設の整備の方針

- ・利用者の安全確保や優れた景観形成を図るため、竹垣や園路などについては、計画的に整備を行います。
- ・利用者の利便性を図るため、トイレや管理棟の改修を検討します。

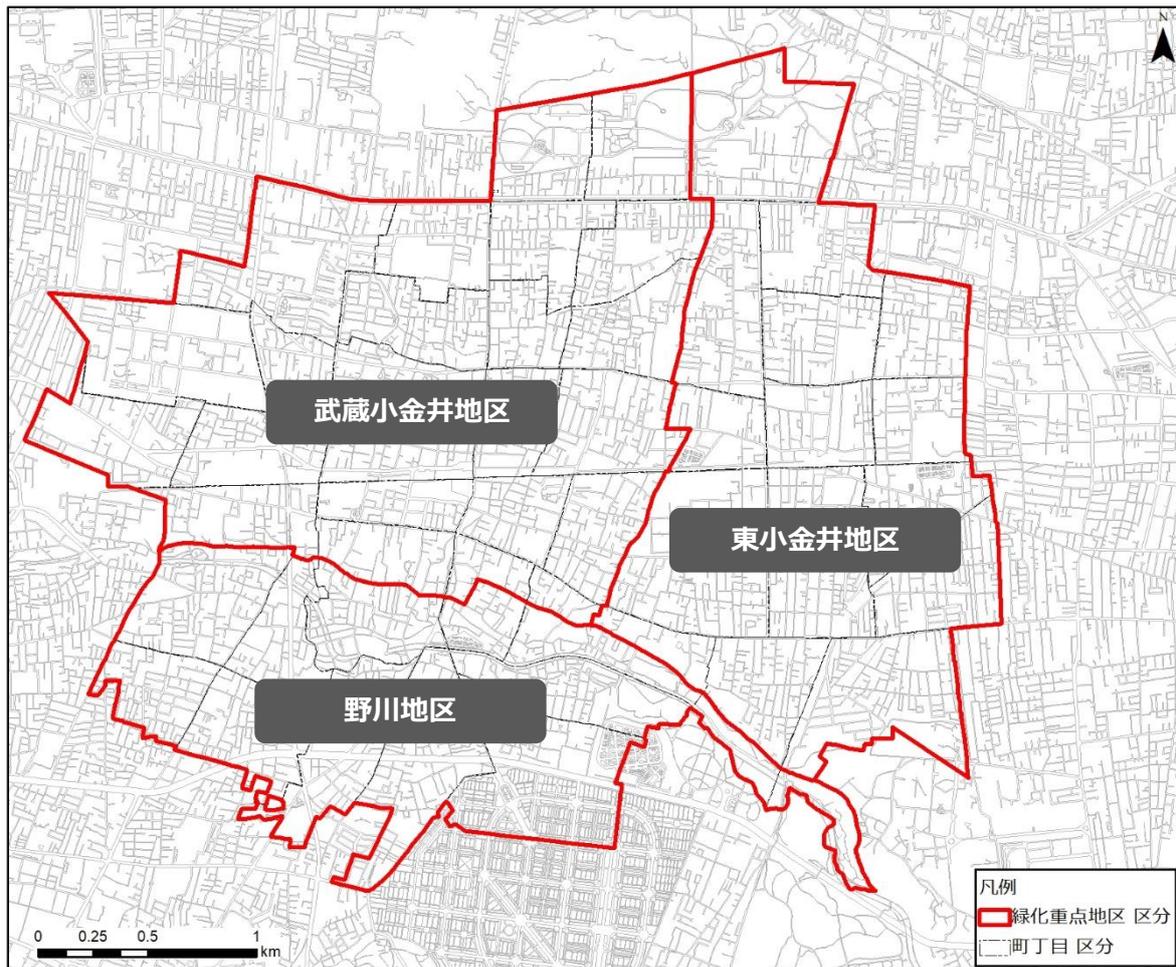
関連：基本方針1（1）国分寺崖線・野川のみどりを守る

7 緑化重点地区の施策

●市域を3地区に分けて、市域全域を緑化重点地区とします

緑化重点地区とは、都市緑地法^{3 4}に基づき、市のみどりの状況などを踏まえて、特に重点的に緑化を進めるべき地区として定めるものです。

本市では、市域を①武蔵小金井地区、②東小金井地区、③野川地区の3地区に分けて、市域全域を緑化重点地区とし、公園整備や緑化を積極的に進めます。



3 4 都市緑地法▶良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。

武蔵小金井地区

現況と課題

- ・武蔵小金井駅は、鉄道駅として比較的多くの乗降客数を抱える他、多数のバス路線が発着するバスターミナルでもあり、本市の玄関口と言えます。
- ・地区の南東部には、市役所新庁舎の整備が計画されており、周辺には新たな人の動きが生まれることが予想されます。
- ・北部には都立小金井公園、地区内各所には東京学芸大学や都立小金井北高校や中央大学附属中・高等学校など、多数の教育施設が立地しており、みどりの拠点となるまとまりのあるみどりが確保されています。
- ・一方で、住居形態は集合住宅が大半を占めることから、宅地における緑化が難しい地区と言えます。

主な取組

●民有地のみどりを守る

- ・みどりの拠点である東京学芸大学などの教育施設や、国分寺崖線や玉川上水とともに歴史と自然軸を形成する貫井神社などの社寺林や、一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度（p.19参照）などの活用を促進し、積極的に保全します。

●魅力ある都市公園をつくる

- ・小長久保公園及び三楽公園を拡張整備し、都市公園の充実を図ります。
- ・新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。
- ・三楽公園や浴恩館公園では、梶野公園サポーター会議をモデルケースとして、環境美化サポーターや自治会などと整備や維持管理の意見交換を実施します。
- ・三楽の森公共緑地は、国分寺崖線緑地保全地域に指定されている本市でも貴重なみどりであり、三楽公園とともに環境学習の場として活用を図ります。
- ・浴恩館公園は、恵まれたみどりと文化財を活用した学習の場としての活用及び環境美化サポーターを中心とした多世代交流の場としても活用を図ります。

●**公共施設のみどりをつくる**

- ・市役所新庁舎の建設等、公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内を緑化します。
- ・本市の玄関口でありながら緑被率が低いため、公共施設の屋上緑化を検討するなど、事業者や市民の取組をけん引する積極的な緑化を推進します。

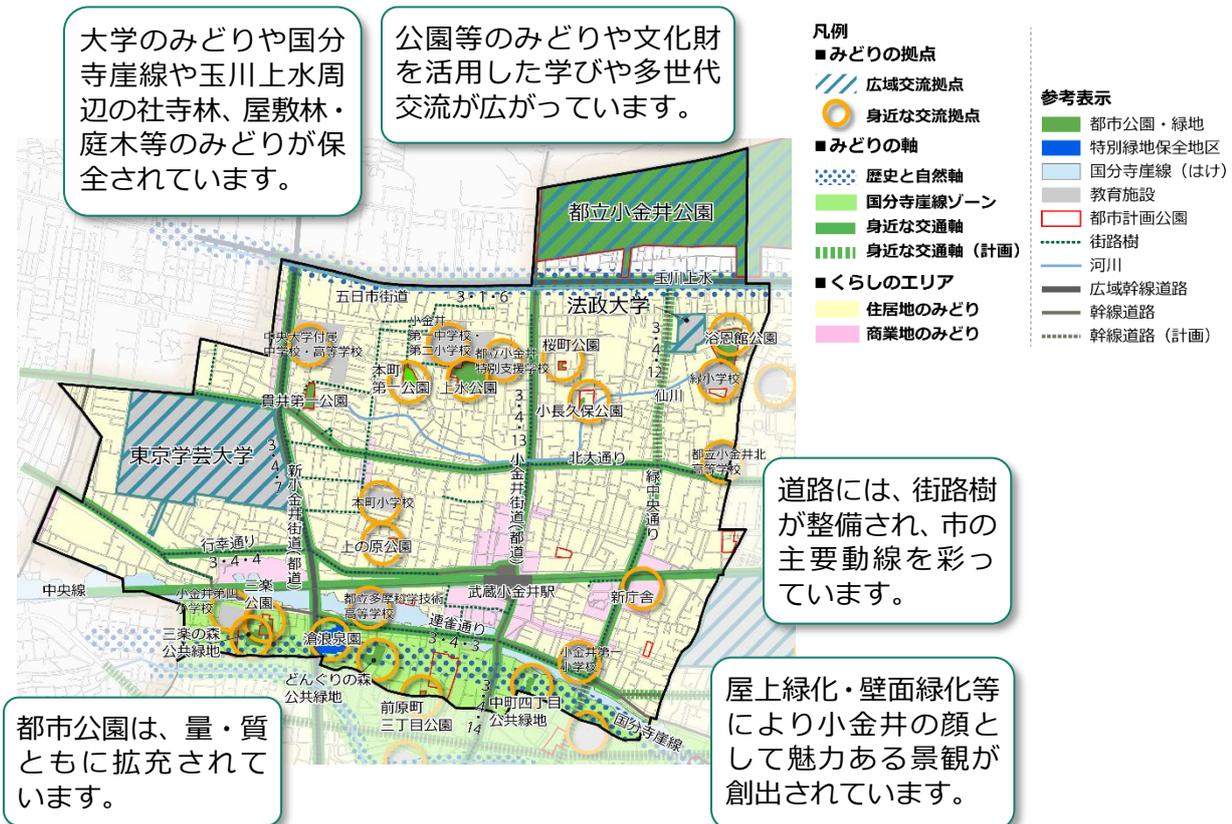
●**みどりの軸をつくる**

- ・市役所新庁舎予定地沿いの緑中央通りには街路樹を整備し、新たな主要動線として魅力ある景観を創出します。

●**みどりのまちなみをつくる**

- ・新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない小規模な建築行為に対しても緑化指導を行うことで、市街地の緑化を推進します。
- ・なお、屋上緑化、壁面緑化などの多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討し、緑化スペースが十分でない武蔵小金井駅周辺の市街地での緑化を推進することで、小金井の顔として魅力ある景観を創出します。

武蔵小金井地区 みどりのまちづくり方針図



東小金井地区

現況と課題

- ・東小金井駅北口では、土地区画整理事業により「緑と文化の香りがする東部地区の中心核」となる市街地として、道路や公園等の整備が進められています。
- ・北部には都立小金井公園、法政大学、南部には都立武蔵野公園、国際基督教大学、西部には東京農工大学が立地しており、みどりの拠点となるまとまりのあるみどりが確保されています。
- ・また、生け垣造成奨励金制度の活用が進んでおり、制度を活用して整備された生け垣は、他地区に比べて多くなっています。しかし、保存生け垣は他地区に比べて少なく、生け垣の保全により一層努める必要があります。
- ・市民協働による公園管理を進める市内の先進事例として、梶野公園では梶野公園サポーター会議を設けています。
- ・他地区に比べて農地が比較的多く残されており、庭先販売の設置数も多い一方で、近年は相続などに伴う農地の減少も顕在化しています。

主な取組

●民有地のみどりを守る

- ・みどりの拠点である東京農工大学などの教育施設や、国分寺崖線や玉川上水とともに歴史と自然軸を形成する一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度（19ページ参照）などの活用を促進し、積極的に保全します。
- ・特に、保存生け垣の適用対象を拡大することにより、新たに保存生け垣の対象となる事業者や市民などに、重点的に普及啓発を行います。
- ・環境緑地については、所有者の方の維持管理の負担軽減のため、樹林の下草刈りや落ち葉処理清掃、樹木の剪定などを行うボランティアの紹介をします。

●魅力ある都市公園をつくる

- ・梶野公園を拡張整備するほか、(仮称)東小金井駅北口土地区画整理事業1号公園を新たに整備し、都市公園の充実を図ります。
- ・梶野公園では、梶野公園サポーター会議を継続し、引き続き市と市民が協働で管

理運営を行うほか、新たな都市公園等の整備を行う際にも、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。

- ・また、栗山公園では、さらなる魅力向上のため、指定管理制度などの導入に向けた検討を進めます。

●公共施設のみどりをつくる

- ・公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内を緑化します。

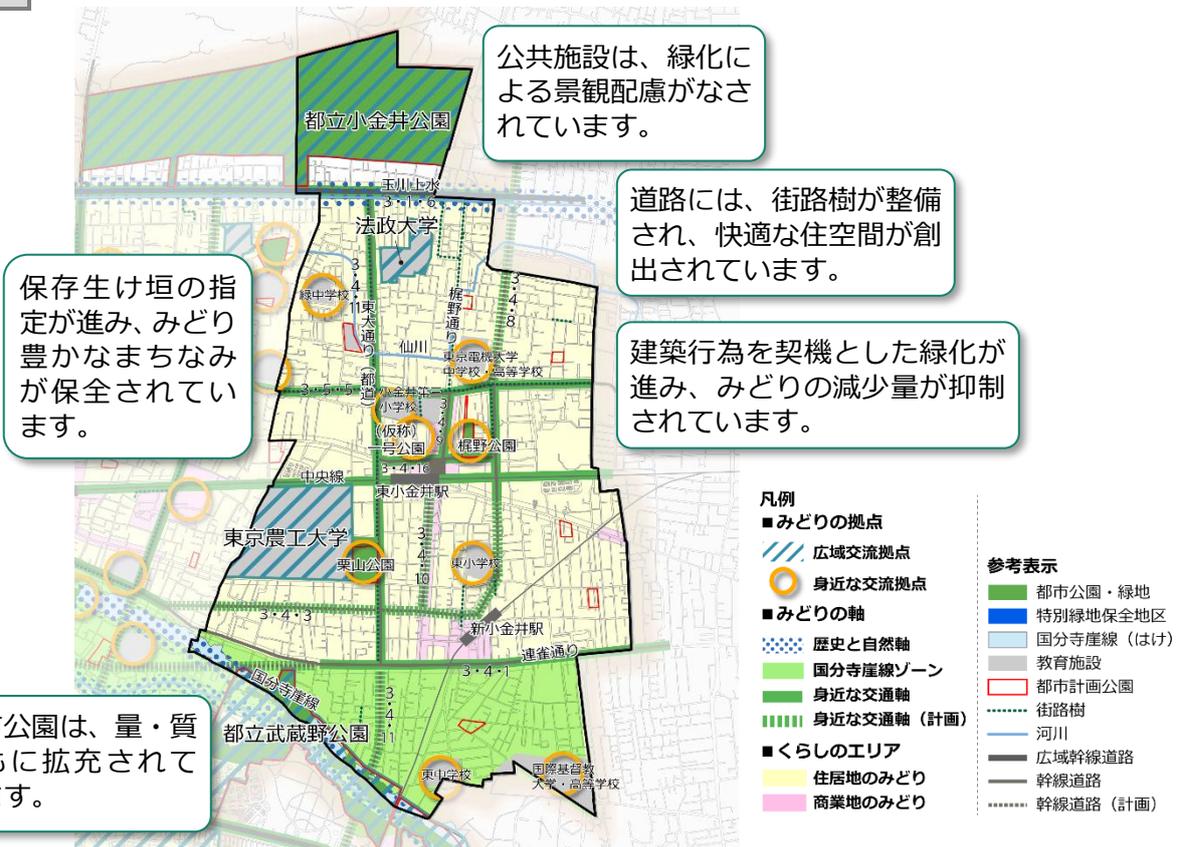
●みどりの軸をつくる

- ・東小金井駅北口土地区画整理事業により拡幅整備される地蔵通りには、街路樹を整備し、快適な住空間を創出します。

●みどりのまちなみをつくる

- ・新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない小規模な建築行為に対しても緑化指導を行うことで、みどりの消失を抑え、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおける緑化を推進します。

東小金井地区 みどりのまちづくり方針図



野川地区

現況と課題

- ・ 東部には都立野川公園、都立武蔵野公園、北部には小金井神社が立地し、武蔵野の雑木林や照葉樹林といった郷土景観が残されています。
- ・ また、地区面積に占める農地面積の割合が他地区よりも高く、かつて農業のまちであった小金井らしい農業の風景が比較的よく残されています。
- ・ 居住形態は、他地区に比べて一戸建ての割合が高く、宅地における緑化が期待されます。
- ・ 住民一人当たりの公園・緑地等面積は、市平均に比べて低くなっている一方で、西南部は管理・活用が不十分な利用者の少ない公園等が密集していて、公園等の適正な再整備・利活用が求められます。

主な取組

● 民有地のみどりを守る

- ・ 国分寺崖線とともに歴史と自然軸を形成する小金井神社などの社寺林や一般住宅の屋敷林・庭木は、環境保全緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度（19ページ参照）などの活用を促進し、積極的に保全します。

● 魅力ある都市公園をつくる

- ・ 利用者が少ない公園等については、近隣住民の意向を踏まえながら、活性化に向けた利活用を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却などを行い、他の公園等の魅力向上のための財源確保を図ります。

● 公共施設のみどりをつくる

- ・ 公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内を緑化します。
- ・ 二枚橋焼却場跡地に建設が予定されている不燃・粗大ごみ積替保管施設については、野川公園や武蔵野公園に隣接する場所であることから、周囲の景観に馴染むよう緑地帯などを確保します。

●みどりのまちなみをつくる

- ・みどりの消失を抑えるため、新たに緑化指導に関する規定を整備し、指定開発事業に該当しない小規模な建築行為に対しても緑化指導を行うことで、より多くの住宅、事業所、商業施設などにおいて、建築行為を契機とした緑化を推進します。
- ・また、戸建て住宅が多いことから、生け垣造成奨励金交付制度の普及啓発を重点的に行い、制度の活用を推進します。

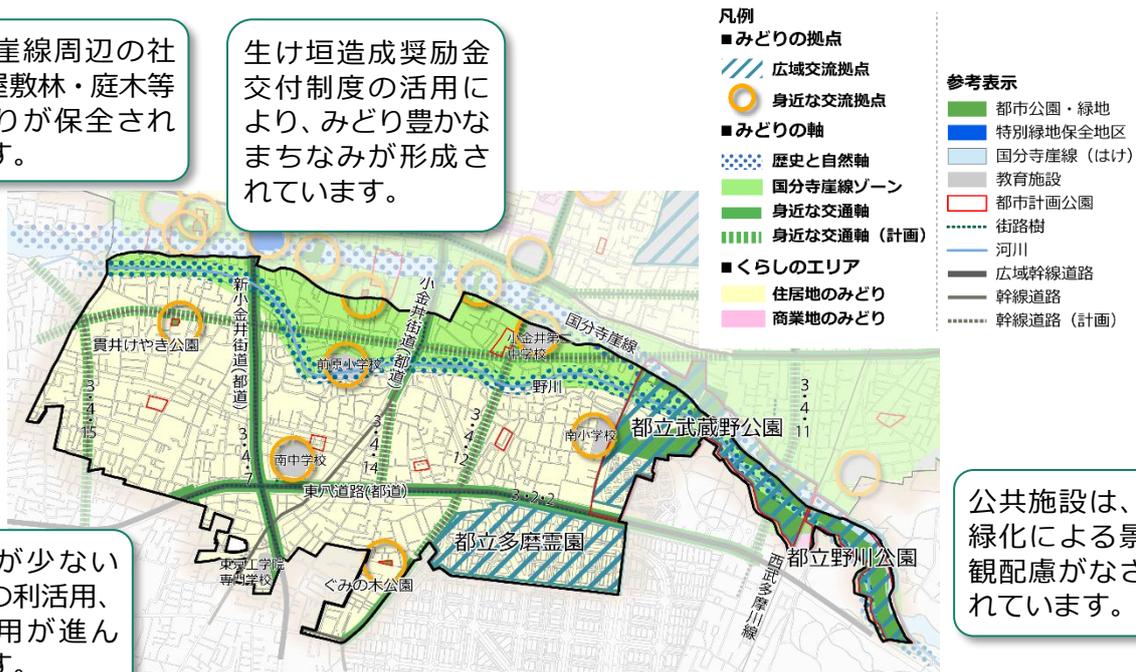
野川地区 みどりのまちづくり方針図

国分寺崖線周辺の社寺林、屋敷林・庭木等のみどりが保全されています。

生け垣造成奨励金交付制度の活用により、みどり豊かなまちなみが形成されています。

利用者が少ない公園等の利活用、有効活用が進んでいます。

公共施設は、緑化による景観配慮がなされています。



第1章
小金井のみどりのいま

第2章
私たちが目指すみどり

第3章
目標実現に向けた取組

第4章
計画の基本的事項

資料編

第4章

計画の基本的事項

1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、本市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「緑地の保全や緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項に関して、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画です。

2 計画策定の趣旨

改訂前の計画は、平成22年度に10年後の平成32年（令和2年）を目標年次として策定したものです。

その後、平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、都市公園の再生・活性化、民間による緑地、広場の創出と運営移管する新たな制度が創設されました。また、みどりの基本計画の記載事項として、「都市公園の管理の方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目が追加され、社会情勢は改定前の計画を策定した当時から大きく変化しています。

社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的なみどりの保全・創出・活用を推進する観点から、みどりを取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して新たに計画を策定し、今後10年間に本市がみどりに関する施策を実施するための基本計画を策定します。

本計画は、みどりが有する多様な機能（良好な景観形成、気温上昇の抑制、生物の生息・生育の場の提供など）の活用により得られる効果（地域課題の解決や生活の質の向上など）に着目し、「持続可能で魅力あるまちづくり」を進めるため「グリーンインフラ」を導入する取組を推進します。

また、本計画を進めていくことは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取組にもつながるものです。本計画と関連性の高い目標とし、「目標15：陸の豊かさを守ろう」が挙げられます。

3 計画の期間・計画のフレーム

本計画の期間は、上位計画である第5次小金井市基本構想の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標などについて、必要に応じて見直しを行います。

計画のフレーム

- 計画対象区域：市全域を計画対象区域とします。(1,130ha)：全域が市街化区域³⁵
- 人口：人口は今後も増加する傾向にありますが、10年以内には減少に転じます。

年	令和2年(2020年)	令和12年(2030年)
人口	119,321人* ¹	118,953人* ²

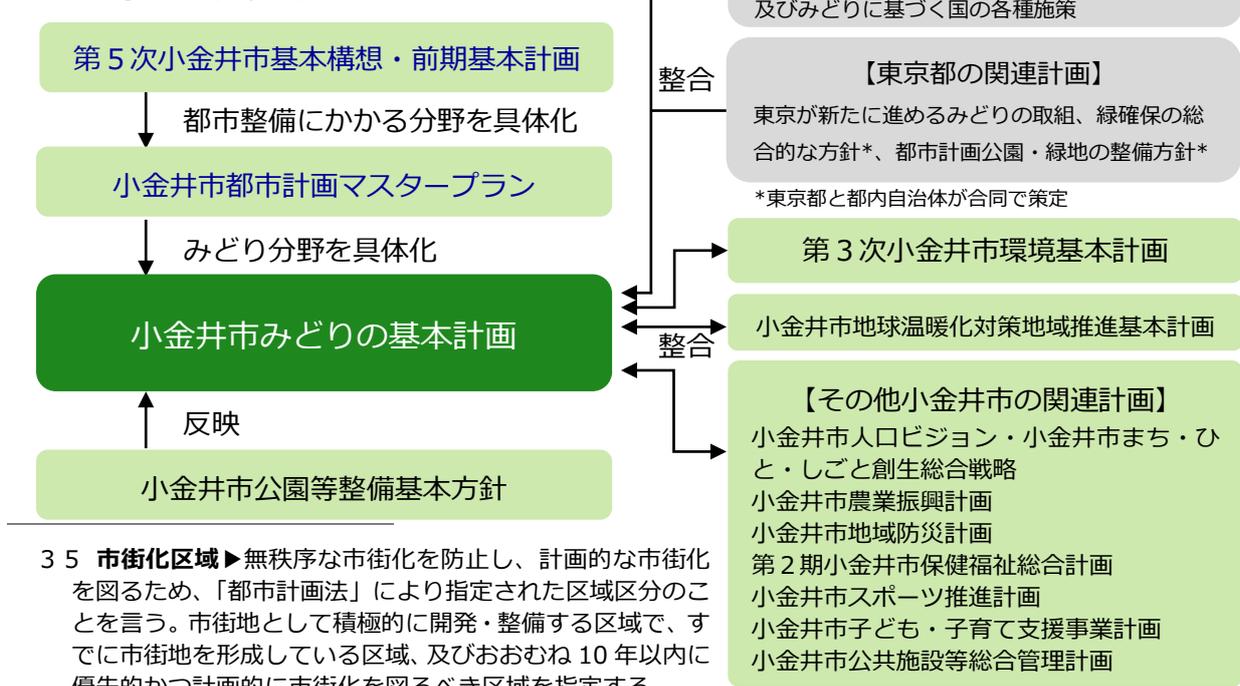
*1 住民基本台帳人口(日本人のみ)外国人を含む人口は122,306人

*2 小金井市人口ビジョン(平成28年3月)パターンC：第4次基本構想・後期基本計画における人口推計より

4 計画の位置付け

みどりの基本計画は、上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」や「小金井市都市計画マスタープラン」、「第3次小金井市環境基本計画」や「小金井市人口ビジョン・小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画と調和・連携を図り、広域的な視点とし、関係法令、国の施策及び東京都の関連計画を踏まえて策定するものです。

※青字は、改訂中のもの



35 市街化区域▶無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分のことを言う。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定する。

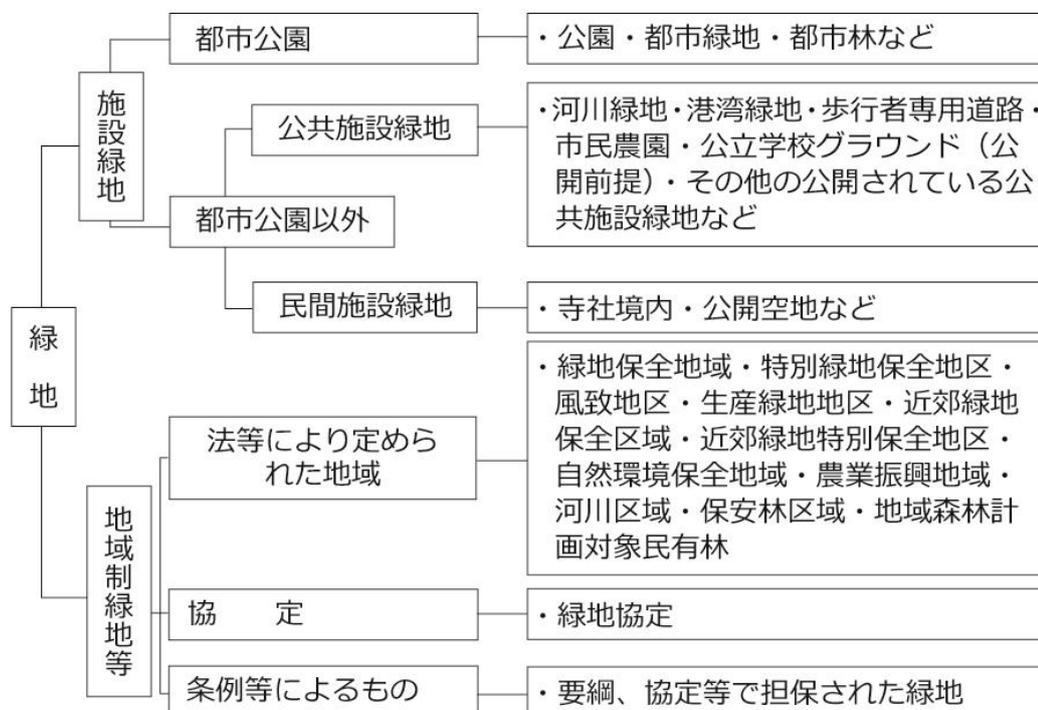
5 計画の対象

本計画では「みどり」を対象としています。

本計画において、「みどり」、「緑地」は以下のように定め、使用しています。

- みどり：樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独若しくは一体となって構成されている空間、又は、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地などの公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。
- 緑地：「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」（都市緑地法第3条第1項）としています。

改訂前計画では、「緑の基本計画の策定の手引き（東京都）」に示された考え方で策定しましたが、本計画では、「緑の基本計画ハンドブック（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）」に示されている緑地分類（下図）に基づきました。



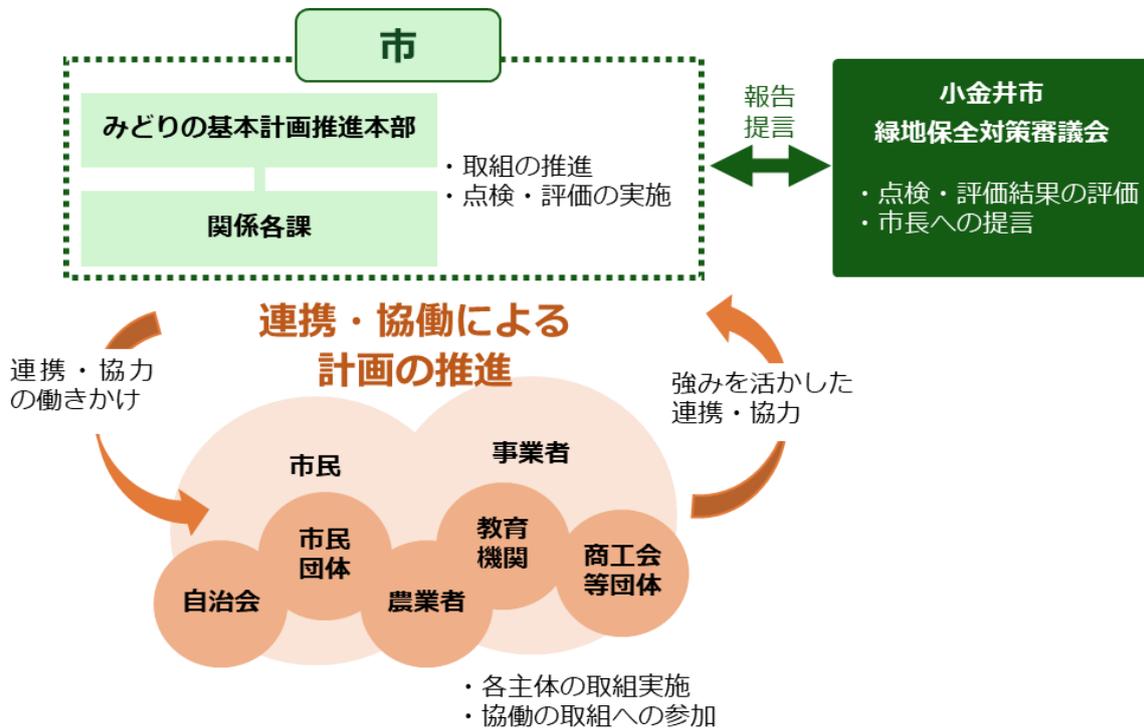
緑の基本計画の緑地の分類

6 計画の推進体制・進行管理

計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、又は連携して施策や取組を実施し、「小金井市緑地保全対策審議会」、「みどりの基本計画推進本部」において計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。

また、市がみどりに関する取組を進める上で、市民・事業者などの主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みをいかした連携体制を構築します。



●みどりの基本計画推進本部

みどりの基本計画推進本部は、小金井すみどりの基本計画推進本部設置要綱に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

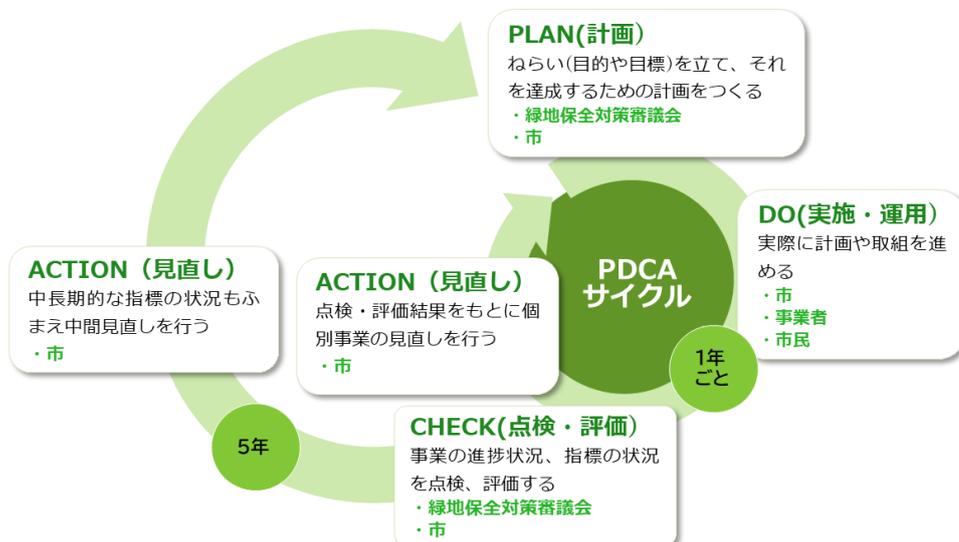
●小金井市緑地保全対策審議会

緑地保全対策審議会は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条に基づき設置された附属機関です。みどりの基本計画推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言などを行います。

計画の進行管理

本計画に示した事項について改善を図りながら継続的に取り組むため、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づく進行管理を行います。

毎年、計画の取組の実施状況調査を行い、緑地保全対策審議会において報告することで点検・評価を行います。この結果を踏まえて取組の進め方や実施する事業について見直し、あらたな事業計画を作成し、実践します。



計画の運用開始から5年後に目標値に対する指標の検証を行います。10年後には計画改訂のための基礎調査を実施し、計画の改訂を行います。

計画目標については調査が必要なものもあるため毎年は実施できませんが、事業の実施状況などから毎年把握可能な指標を用いて、計画の点検・評価を行います。

■小金井市みどりの基本計画の進行管理スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
計画の改訂等	計画運用開始				指標検証					計画改訂	新計画運用開始
PDCA サイクル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画目標による評価	◇	◇	◇	◇	●	◇	◇	◇	◇	◎	●
指標による評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【計画目標による評価】

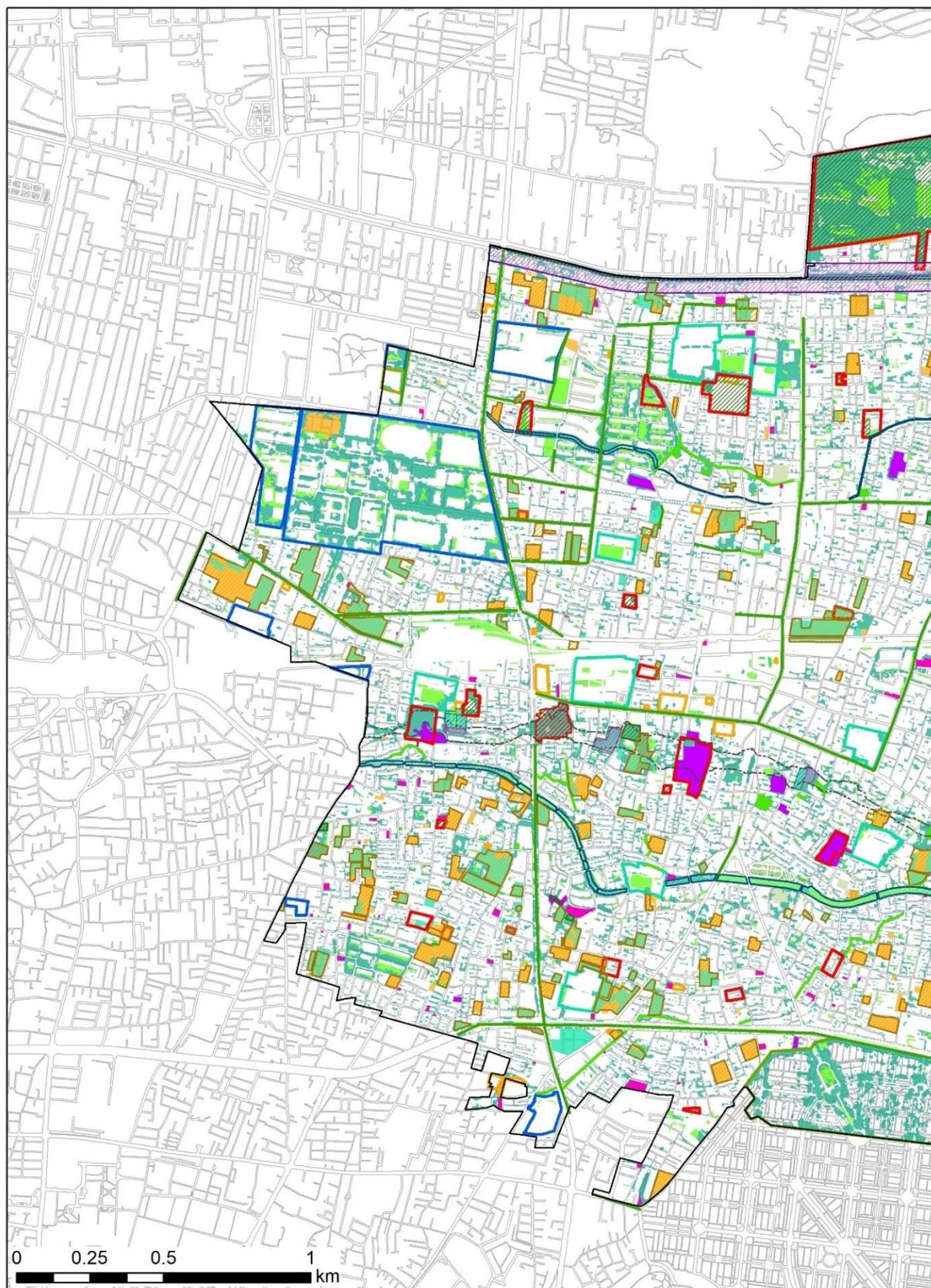
- ◎：緑被率（緑被率調査を実施して把握）
- ：みどりの質の満足度（環境基本計画の中間見直しと合同でアンケート調査を実施して把握）
- ◇：環境美化サポーターなど登録者数（事業の実施状況から把握）

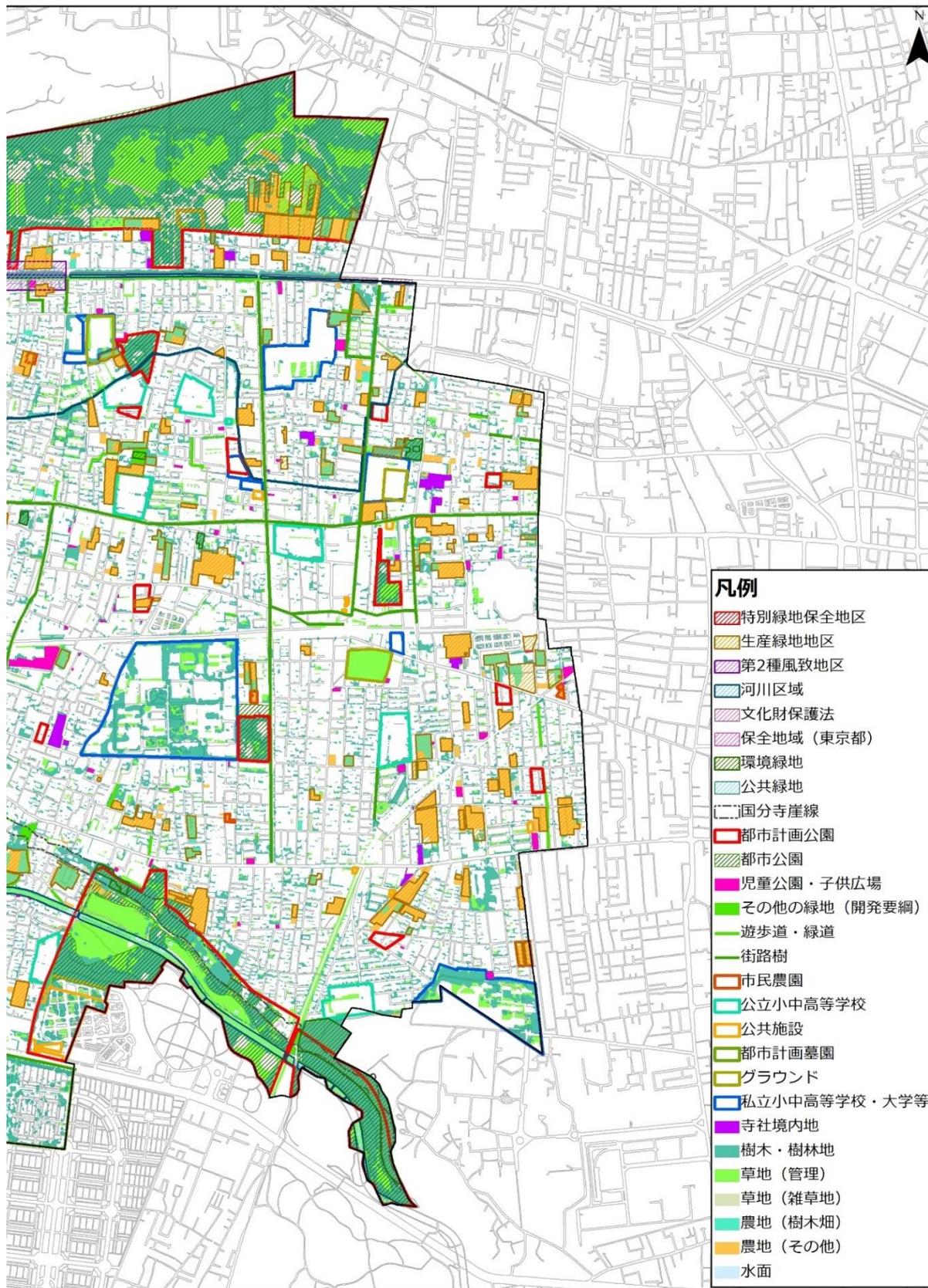
【指標による評価】

環境保全緑地による指定面積、保存樹木の指定本数、市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）、生産緑地地区面積、保存生け垣の延長、公園・緑地面積、街路樹の植栽延長、都市計画公園整備における市民参加実施の割合

資料編

1 緑地現況図





第1章
小金井のみどりのいま

第2章
私たちが目指すみどり

第3章
目標実現に向けた取組

第4章
計画の基本的事項

資料編

2 小金井市内の天然記念物

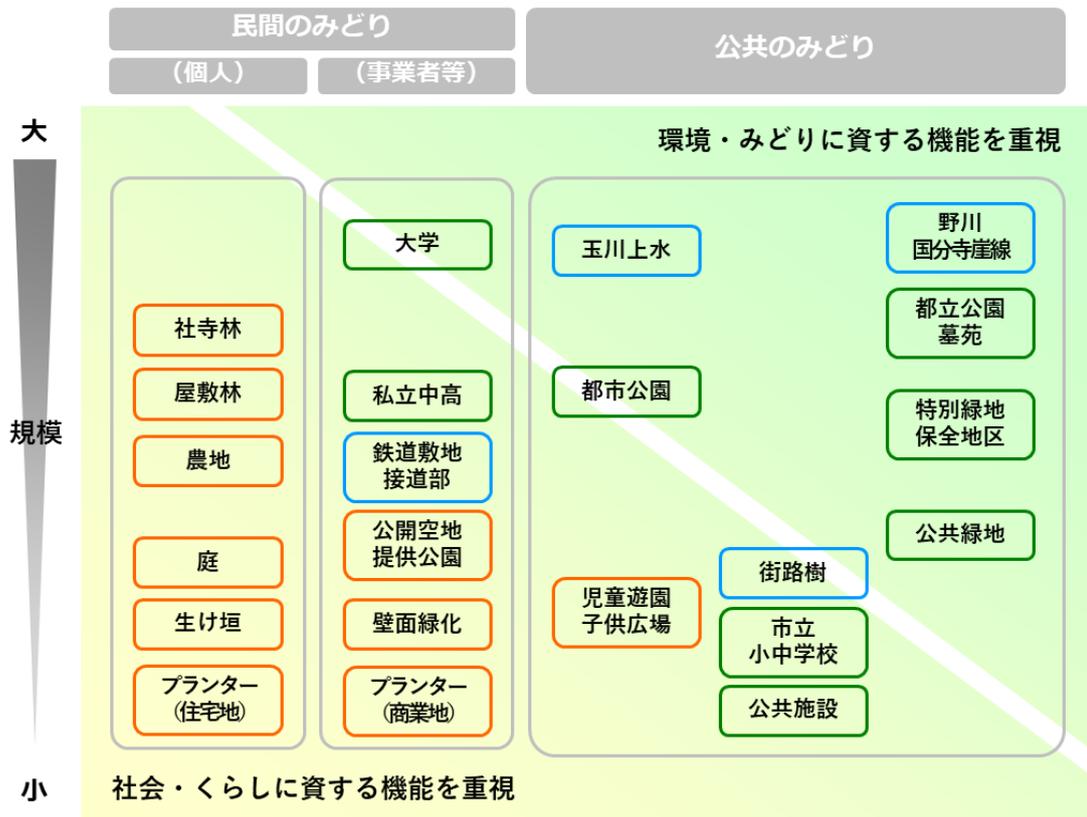
- 天然記念物とは、「文化財保護法」において「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものとされています。
- 本市には、天然記念物が4件あります。
- うち、大久保家のカキノキ及び金蔵院のケヤキとムクノキについては、小金井市文化財管理公開謝礼支給要綱に基づき、文化財の日常の管理公開などに関する労に対して、文化財管理公開謝礼金を支給しています。

区分	名称	所在	天然記念物の概要	写真
市指定	大久保家のカキノキ	緑町5丁目20番31号	このカキノキは甘味種の禅寺丸（神奈川県柿生王禅寺原種）で、かつては武蔵野の農家で多く作られました。 大久保家のカキノキは、市内でも有数の古さと大きさと、目通り幹囲約1.5m、特に根元は幹囲約2.4mもあり、木肌に「成木ぜめ」の傷跡を残し、古木の風格を見せています。	 <p>↑大久保家のカキノキ</p>
	浴恩館公園のツツジ群	緑町3丁目2番37号	このツツジ群は、昭和初年に大久保（現新宿区）にあったツツジ園から移植されたものです。 約400株のツツジが、いずれも枝葉を大きく繁らせ、中には高さ3mに及ぶものもあります。 種類はキリシマツツジを中心とし、オオムラサキ、シロリュウキュウなどが混ざります。	 <p>↑浴恩館公園のツツジ群</p>

区分	名称	所在	天然記念物の概要	写真
市指定	金蔵院のケヤキとムクノキ	中町4丁目13番25号	金蔵院境内の南東隅にある大ケヤキは目通り幹囲約3.9m、隣のムクノキは幹囲約3.7mです。特にケヤキは太さで市内有数のものです。両樹とも樹勢が旺盛で、樹齢300年以上を経ているものと思われる。	
	旧谷口家のオニイタヤ	中町4丁目16番5号	オニイタヤは、カエデ科の一種、イタヤカエデの垂種で、葉が大きく、裏面全体に毛があるのが特徴です。葉がよく茂るために、板で屋根を葺いた板屋に例えてこの名（イタヤカエデ）がついています。旧谷口家のオニイタヤは、樹高14m、幹囲は4.2mあります。国分寺崖線には山地から下降したこの種がまれに見られますが、ここに生育する個体もその例で、分布の希少性、その大きさからも貴重です。	

3 みどりの特色に応じた機能

- みどりは、規模や所有者に応じて機能が異なります。
- みどりの特色（規模や所有者）に応じて主に重視する機能を模式的に表すと、以下の図のようになります。
- 図の左下（＝小規模かつ民間所有のもの）ほど「社会・暮らしに資する機能を重視」し、右上（＝大規模かつ公共所有のもの）ほど「環境・みどりに資する機能を重視」する、と整理されます。



※みどりの色分けは、みどりのまちづくり方針（43ページ～）に対応します。
 : みどりの軸、 : みどりの拠点、 : 暮らしのエリアです。

例えば、同じ民間のみどりで「大学」と「プランター」を比べてみると…

- ・規模の大きな「大学」は、生物多様性の確保など、より広域的な機能が期待されることから、「環境・みどりに資する機能を重視」と「社会・暮らしに資する機能を重視」の中間に位置します。



- ・規模の小さな「プランター」は、ストレス軽減や地域の魅力向上など、人々がある場所で効果を体感できるような機能が期待されることから、「社会・暮らしに資する機能を重視」する左下に位置します。

4 緑被率の目標値設定の考え方

(1) 減少する緑被面積

- 調査を開始した平成10（1998）年度から令和元（2019）年度までの傾向をもとに、10年後の緑被面積を予測しました。
- また生産緑地を含む農地については、相続に伴う買取りの申し出や、指定から30年経過する生産緑地が令和4（2022）年に買取り申し出が始まることにより、減少が見込まれるため、別途推計を行いました。

表 令和12（2030）年度の緑被面積の推計値

	令和元（2019）年度緑被面積 （実績値）	令和12（2030）年度緑被面積 （推計値）
樹木・樹林地	207.05 ha 【18.3%】	192.30 ha 【17.0%】 (△14.75 ha)
草地	65.66 ha 【5.8%】	62.76 ha 【5.6%】 (△2.90 ha)
農地	68.07 ha 【6.0%】	41.52 ha 【3.7%】 (△26.55 ha)
合計	340.79 ha 【30.2%】	296.59 ha 【26.2%】 (△44.20 ha)

【】内は市域面積に対する割合、（）内は減少した面積を表記

※数値は端数処理（面積は小数第3位、割合は小数第2位を四捨五入）しているため、合計値と一致しない場合がある

<樹木・樹林地及び草地の減少傾向>

- 平成10年度から令和元年度の緑被面積の傾向と同様の傾向で減少するものと仮定し、令和12（2030）年度の緑被面積を推計しました。結果は下表に示すとおりです。

表 平成10年度から令和元年度の緑被面積の減少の傾向及び令和12年度の推計値

年度	平成10年度* （1998年度） （推計値）	平成21年度 （2009年度）	令和元年度 （2019年度）	令和12年度 （2030年度） （推計値）
樹木・樹林地	235.46ha 【20.8%】	228.76ha 【20.2%】 (△6.7ha)	207.05ha 【18.3%】 (△21.71ha)	192.30ha 【17.0%】 (△14.75ha)
草地	71.20ha 【6.3%】	68.62ha 【6.1%】 (△2.58ha)	65.66ha 【5.8%】 (△2.96ha)	62.76ha 【5.6%】 (△2.90ha)

【】内は市域面積に対する割合、（）内は減少した面積を表記

※平成10年度は50㎡以上の緑被地を調査対象としており、平成21年度、令和元年度と調査精度（10㎡以上を調査対象）が異なることから、別途係数を設定し、推計値を算出した。

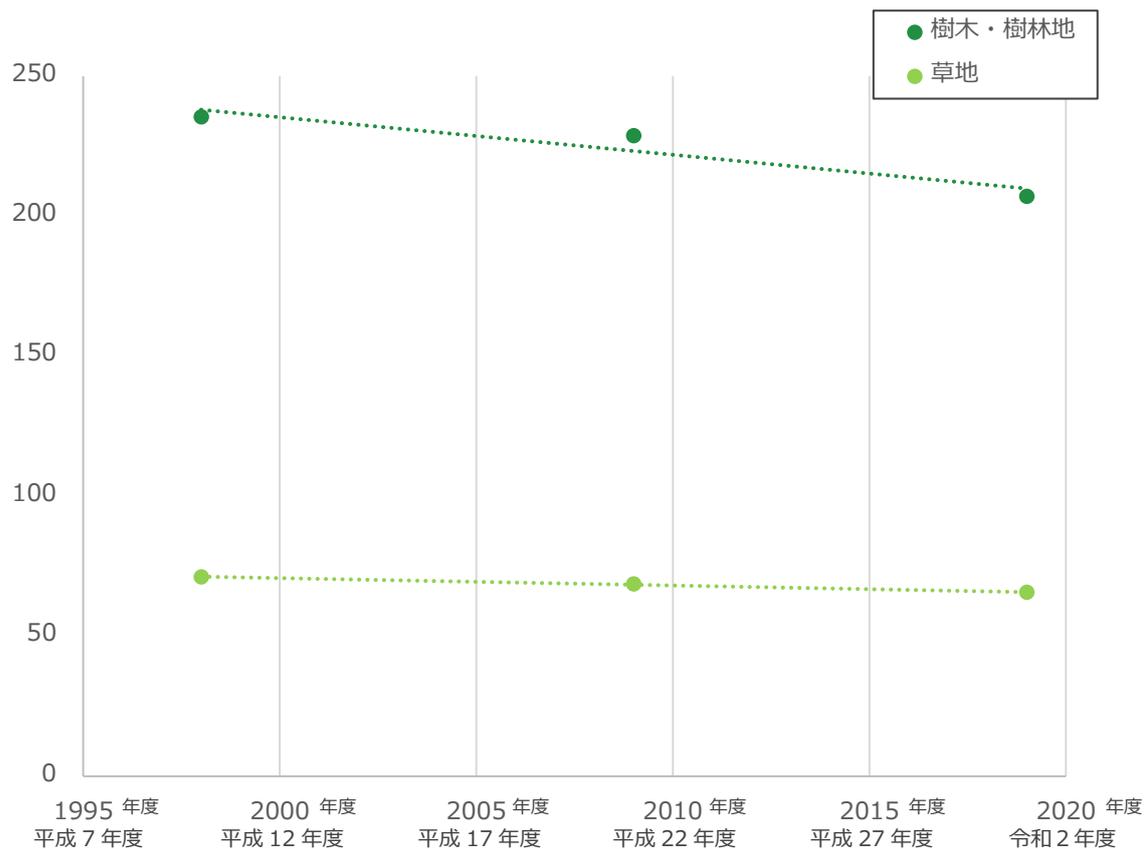
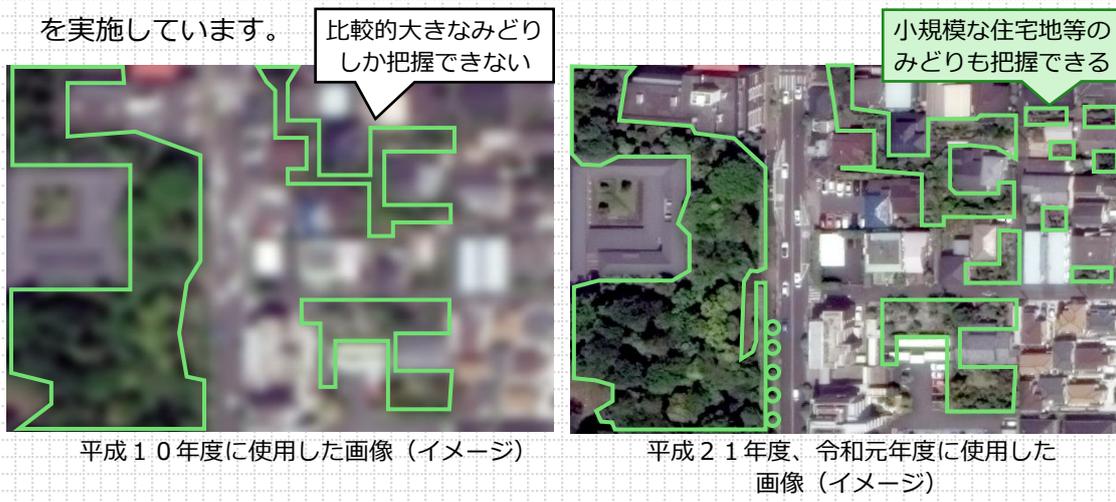


図 平成10（1998）年度から令和元（2019）年度の緑被面積の減少傾向

平成10年度と平成21年度、令和元年度の調査精度について

- ・これまで本市では平成10年度、21年度、令和元年度の3回にわたって、上空から撮影した画像を用いた緑被現況調査を実施しています。この間、画像の撮影技術が向上したため、調査を開始した平成10年度では把握できなかった、50m²以下の小さなみどりも、より鮮明に把握できるようになりました。
- ・このため、平成21年度以降は10m²以上のみどりを調査対象として緑被現況調査を実施しています。



＜農地の減少傾向＞

- 生産緑地以外の農地（約10ha）については、これまでと同様の傾向で減少したと仮定すると、負の値となるため、ここでは10年後の生産緑地面積について推計を行いました。

（生産緑地所有者へのアンケート結果）

- 「小金井市における都市農地保全活用手法を中心とした農地及び公園緑地に関する実証調査（小金井市都市農地保全活用検討協議会）」報告書（平成30（2018）年、国土交通省都市局）では、平成29（2017）年度に生産緑地所有者へのアンケートを実施しており、買取申し出意向の調査では、「全部の買取を申し出」が7.0%、「一部の買取を申し出」が15.1%、計22.1%となっています。
- また生産緑地所有者の約8割が「特定生産緑地指定制度」を「活用したい」又は「検討したい」と回答していることから、平成29（2017）年度時点では、約2割が買取申し出される（減少する）可能性があり、8割が特定生産緑地により維持される可能性があると考えられます。
⇒平成29（2017）年の生産緑地面積（62.14ha）の2割（12.42ha）が令和4（2022）年に向けて減少し、49.71haになると仮定します。

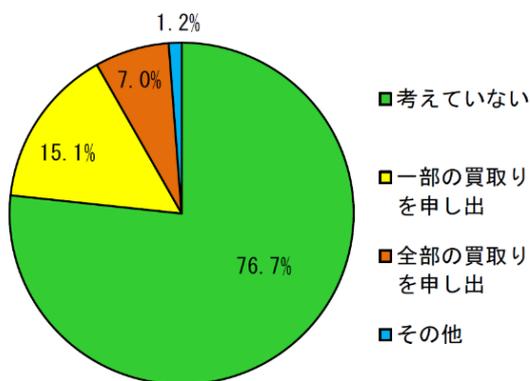


図 2-16 平成 34 年の生産緑地の買取申し出意向

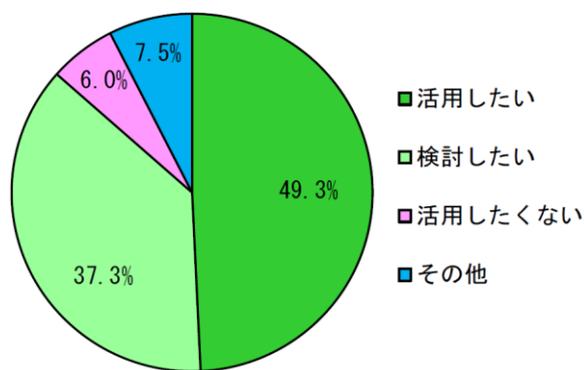


図 2-18 買取申し出を 10 年先送りする「特定生産緑地指定制度」の活用意向

出典) 小金井市における都市農地保全活用手法を中心とした農地及び公園緑地に関する実証調査（小金井市都市農地保全活用検討協議会）」報告書（H30.3、国土交通省都市局）

図 生産緑地所有者へのアンケート結果（配布数 194、有効回答数 95、有効回答率 48%）

(生産緑地面積の減少傾向の予測)

○以上の検討を踏まえた生産緑地面積の経年変化の予測を下の図表に示します。令和3（2021）年度までは平成20（2008）～令和元（2019）年度を基準とした減少の傾向となり、令和4（2022）年度以降は、令和4（2022）年度（49.71ha）を基準に、平成20（2008）年度を基準とした傾向と同様に減少していくと予測できます。

表 生産緑地面積の実績と推計

西暦	和暦	実績値	推計値	備考
2008年度	平成20年度	71.40ha 【6.3%】		
2009年度	平成21年度	70.26ha 【6.2%】		
2010年度	平成22年度	67.88ha 【6.0%】		
2012年度	平成24年度	66.33ha 【5.9%】		
2013年度	平成25年度	66.11ha 【5.9%】		
2014年度	平成26年度	66.02ha 【5.8%】		
2015年度	平成27年度	65.09ha 【5.8%】		
2016年度	平成28年度	62.77ha 【5.6%】		
2017年度	平成29年度	62.14ha 【5.5%】		
2018年度	平成30年度	60.89ha 【5.4%】		
2019年度	令和元年度	58.85ha 【5.2%】		
2020年度	令和2年度		58.83ha 【5.2%】	
2021年度	令和3年度		57.81ha 【5.1%】	
2022年度	令和4年度		49.71ha 【4.4%】	生産緑地の買取り申し出 (平成29年度の2割減少)
2023年度	令和5年度		48.69ha 【4.3%】	
2024年度	令和6年度		47.66ha 【4.2%】	
2025年度	令和7年度		46.64ha 【4.1%】	
2026年度	令和8年度		45.62ha 【4.0%】	
2027年度	令和9年度		44.59ha 【3.9%】	
2028年度	令和10年度		43.57ha 【3.9%】	
2029年度	令和11年度		42.55ha 【3.8%】	
2030年度	令和12年度		41.52ha 【3.7%】	

【】内は市域面積に対する割合を表記

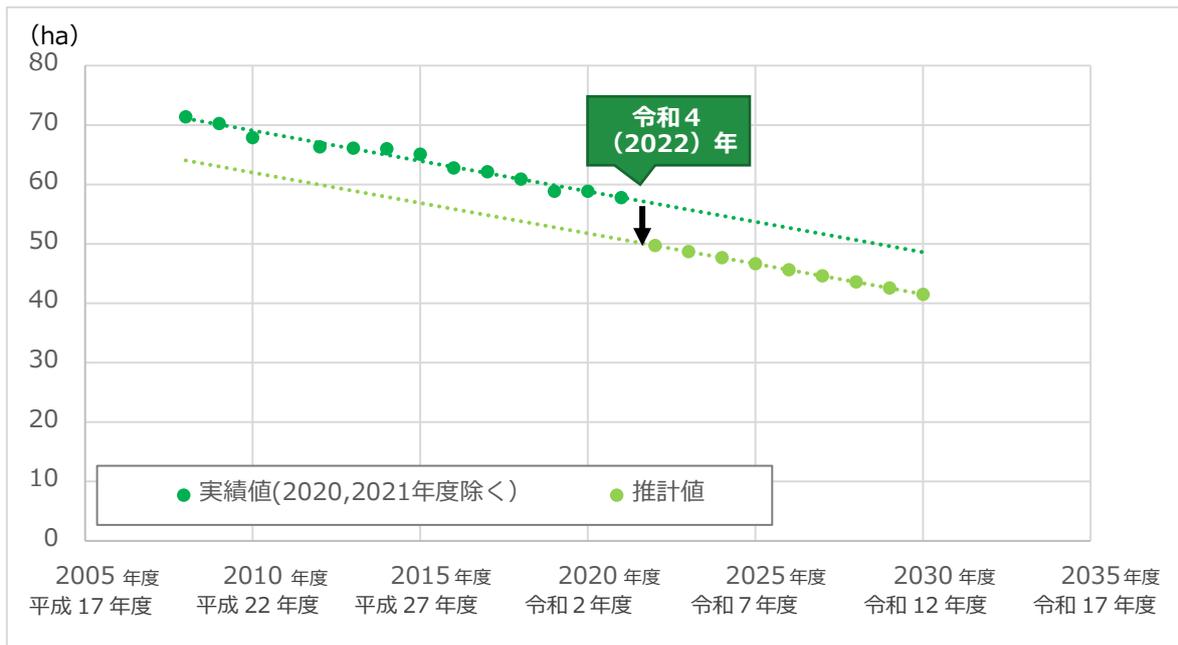


図 生産緑地面積の実績と予測

(2) 増加する緑被面積

○緑被率の目標値を設定するため、新たに実施する取組のうち、緑被面積の創出・保全に関わる事項を抽出し、それぞれの面積について検討を行いました。

取組	具体的な取組内容	確保可能面積 (ha)	備考 (試算条件等)
【創出】 宅地開発等指導要綱における中高層建築建設に伴う公園・緑地設置条項の強化 (設置面積増加)	<ul style="list-style-type: none"> 中高層建築建設に伴う自主管理の公園・緑地の設置基準の強化をするため、宅地開発等指導要綱を改正 (令和2 (2020) 年4月1日施行)。具体的には以下のとおり。 開発区域面積 1,000~3,000 m²の開発行為：敷地面積 5%を公園・緑地化 (2%引き上げ) 開発区域面積 3,000 m²以上の開発行為：敷地面積 8%を公園・緑地化 (2%引き上げ) 	0.13	・過去 10 年間 (平成 19 (2007) - 29 (2017) 年) における中高層建築物の増加量より試算
【創出】 都市計画公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画公園 (都立公園含む) の新規整備 	2.80	・今後 10 年間の都市計画公園 (都立公園含む) の整備予定面積を合算
【創出】 緑化指導に関する規定による中小規模開発への緑化指導強化 (対象とする開発行為の面積等要件の緩和)	<ul style="list-style-type: none"> 現在、3 階建以上の中高層建築物、又は敷地面積 1,000 m²以上の開発は敷地面積から建築面積を除いた面積の 20%を緑化するよう指導を実施 大型の開発だけでなく、中小規模の建築行為に対しても緑化を指導できるよう要綱を改正することを検討 	5.38	<ul style="list-style-type: none"> 他市事例を参考に、「敷地面積 200 m²以上の建築行為においては、敷地面積 20%を緑化」することを想定し、試算 本市における過去 10 年間の敷地面積 200 m²以上の戸数増加量を調査し、試算
【保全】 環境配慮基準による既存樹木の保全割合の基準設定	<ul style="list-style-type: none"> 現行の環境配慮基準では、開発行為時に既存樹木については「保全に努める」と記載あり 今回環境配慮基準に具体的に保全すべき樹木の量 (割合等) の設定を検討 	7.48	<ul style="list-style-type: none"> 他市事例を参考に、「住居専用地域及び住居地域における開発行為時に既存樹木の 30%以上を保全」することを想定し、試算 過去 10 年間における住居専用地域及び住居地域の緑被面積の減少量を試算し、そのうち 30%を保全した場合の緑被面積を試算
【保全】 生産緑地の特定生産緑地指定に向けた呼びかけ・広報支援など	<ul style="list-style-type: none"> 特定生産緑地指定に向けた広報・支援の実施 	4.18	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地所有者に対する特定生産緑地への意向確認調査にて、回答が「検討中」と「未回答」となっている人へは、今後、普及啓発などにより特定生産緑地に指定できる見込みと仮定し、その面積を集計
合計		19.96	約 20 ha

※端数処理 (小数第 3 位を四捨五入) により合計値は一致しない場合がある

5 緑被率・みどり率による中間評価

- 本計画の計画期間は10年間ですが、計画期間中においても特に重要な指標の一つである緑被率やみどり率³⁶などによる中間評価を実施し、必要に応じて取組の見直しを行うことが計画の実行性の確保、目標達成の上では重要です。
- 中間評価に当たっては、本市が単独で緑被率の調査を実施することは費用面の観点から難しいため、東京都みどり率調査結果の活用が有効であると考えられます。ただし、小金井市みどりの実態調査と東京都みどり率調査は、調査手法に違いがあるため、東京都みどり率調査を用いた中間評価は、別途目標値を設定する必要があります。
- 小金井市みどりの実態調査において、令和元（2019）年度の緑被率は30.2%となっており、この数値に基づき、令和12（2030）年度の緑被率の目標値は28.0%と設定しています（10年後に△2.2%）。
- 本市と東京都では調査手法は異なりますが、減少する量については同様の傾向であると仮定し、東京都みどり率調査による令和12（2030）年度のみどり率の目標値を設定すると、32.7%（10年後に△2.2%）となります。さらにこれを中間評価に使用できるように各年に按分をすると、下表のようになります。
- 仮に令和5（2023）年度に中間評価を実施する場合には、東京都みどり率調査の結果を用いて、みどり率の集計を行い、34.1%を基準のひとつとして、施策や予算措置の見直しを行うことが考えられます。

年度	小金井市みどりの実態調査に基づく数値				東京都みどり率調査に基づく数値		備考
	緑被面積 (ha)	緑被率	みどり率で考慮する みどりの面積 (ha)	みどり 率	みどり率で考慮する みどりの面積 (ha)	みどり 率	
平成30	—	—	—	—	396.13（実績値）	35.1%	東京都みどり率調査実施
令和元	340.79（実績値）	30.2%	344.08（実績値）	30.4%	393.93（目標値）	34.9%	小金井市みどりの実態調査実施
令和2	338.59（目標値）	30.0%	341.88（目標値）	30.3%	391.73（目標値）	34.7%	小金井市みどりの基本計画策定
令和3	336.39（目標値）	29.8%	339.68（目標値）	30.1%	389.53（目標値）	34.5%	小金井市みどりの基本計画開始
令和4	334.19（目標値）	29.6%	337.48（目標値）	29.9%	387.33（目標値）	34.3%	
令和5	331.99（目標値）	29.4%	335.28（目標値）	29.7%	385.13（目標値）	34.1%	東京都みどり率調査実施（予定）
令和6	329.79（目標値）	29.2%	333.08（目標値）	29.5%	382.93（目標値）	33.9%	
令和7	327.59（目標値）	29.0%	330.88（目標値）	29.3%	380.73（目標値）	33.7%	
令和8	325.39（目標値）	28.8%	328.68（目標値）	29.1%	378.53（目標値）	33.5%	
令和9	323.19（目標値）	28.6%	326.48（目標値）	28.9%	376.33（目標値）	33.3%	
令和10	320.99（目標値）	28.4%	324.28（目標値）	28.7%	374.13（目標値）	33.1%	
令和11	318.79（目標値）	28.2%	322.08（目標値）	28.5%	371.93（目標値）	32.9%	
令和12	316.59（目標値）	28.0%	319.88（目標値）	28.3%	369.73（目標値）	32.7%	小金井市みどりの基本計画満了
2019-2030年みどり減少量			△24.2ha	△2.2%	△24.2ha	△2.2%	

注）実績値：調査に基づき示された値 目標値：令和12（2030）年に達成すべき目標とそれを各年に按分した値

36 みどり率▶緑被面積に「公園・緑地内に含まれる裸地（グラウンドなど）」及び「水面」の面積を加えた値（ここでは、「みどり率で考慮するみどりの面積」という。）から市域面積を割った値のこと。

6 モニタリング指標・目標設定の考え方

○取組状況をこまめに確認するための指標・目標設定の考え方は以下のとおりです。

指標	現況	目標	指標・目標設定の考え方
みどりを守る【保全】			
環境保全緑地の指定面積	環境緑地：4.78ha (令和元(2019)年度)	現状維持	制度の周知・適用により保全できたみどりの量の指標として設定しました。土地所有者の申請に基づき、指定するため、大幅な増加は見込めませんが、引き続き環境保全緑地の指定を継続し、保全を図ることが重要であるため、現状維持としました。
保存樹木の指定本数	保存樹木：842本 (令和元(2019)年度)	現状より増加	制度の周知・適用により保全できたみどりの量の指標として設定しました。近年、大学・事業者などの保存樹木指定が進んでおり、今後も指定拡大を図るため、現状より増加としました。
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積(民営を含む)	<市民農園> 5農園、 4,060.37㎡ (令和元(2019)年度) <体験型市民農園> 2農園、 4,489.46㎡ (令和元(2019)年度)	現状より増加	市民農園や民営の体験農園による農地の活用は農地の保全策として有効であるため、みどりの保全の指標として設定しました。具体的な面積の想定は難しいことから、現状より増加としました。
生産緑地区面積	58.85ha (令和元(2019)年度)	減少量を抑制する	農地面積を定期的にモニタリングするための指標の一つとして設定しました。生産緑地の多くが指定後30年を迎えることによる解除など、外的要因による大幅な面積の減少が見込まれるため、減少量を抑制する目標設定としました。
保存生け垣の指定延長	4,358m (令和元(2019)年度)	現状より増加	制度の周知・適用により保全できたみどりの量の指標として設定しました。今後は指定要件の緩和に向けた検討や制度周知などを更に実施するため、現状より増加としました。
みどりをつくる【創出】			
公園・緑地面積	86.86ha (令和元(2019)年度)	現状より増加	公園・緑地の整備面積の指標として設定しました。今後10年間で整備予定の都市公園を見込み、現状より増加としました。

指標	現況	目標	指標・目標設定の考え方
街路樹の植栽延長	21.81km (令和元(2019)年度)	現状より増加	街路樹の整備の指標として設定しました。まちなみ景観の魅力向上などには重要な取組であるため、現状より増加としました。
みんなで取り組む			
都市計画公園整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%	市民参加の進捗を図る指標として設定しました。「小金井市公園等整備基本方針」では公園整備に市民が参加しやすい機会づくりの推進が施策として位置付けられており、整備を伴う場合は必ず市民意見を取り入れることを目標としました。

7 「新たに力を入れる取組」と対応する課題

基本方針1 みどりを守る

- **住宅用地（民有地）の小規模な樹木・樹林地の減少が顕著であり、早急な保全措置が必要**
 - ・最近の10年間で約21.71ha（東京ドーム約4個分）の樹木・樹林地が減少しています（表1）。
 - ・土地利用別では、住宅用地における樹木・樹林地が最も減少（表2）しており、消失した樹木・樹林地のほとんどは50㎡以下の小規模な樹木・樹林地です。
 - ・本市の建物の数の約7割が独立住宅（戸建住宅）ですが、近年は特に小規模な独立住宅が増加している（図1、表3）ことから、庭などのみどりを維持することが難しくなっています。
 - ・今後も数年間は人口増加が見込まれ、宅地開発に伴うみどりの減少が続くと予想されます。
 - ・戸建住宅の増加とそれに伴う樹木・樹林地の減少に対応するため、環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣などの保全緑地制度などを活用して、小規模なみどりも含めた包括的な保全を特に進める必要があります。
- **農地の減少が顕著である一方、活用のニーズは高いため、活用による保全が有効**
 - ・最近の10年間で約15ha（東京ドーム約3個分）の農地が減少しています（表1）。特に生産緑地は、相続税の負担が大きくなっていることや、令和4（2022）年以降に多くの農地で指定解除や農地以外への転用などが懸念されていることなどにより、今後も減少する恐れがあります。
 - ・一方、近年、都市緑地法の改正により、農地は、環境保全やヒートアイランド現象の緩和、地下水涵養、防災などの、市内の貴重なみどりとして「都市にあるべきもの」として重要視されています。
 - ・これらの背景により、生産緑地を継続しやすいように生産緑地法が改正されたことから、生産緑地の維持などに努めていくことが重要です。
 - ・農地が減少する一方、市民農園は毎年定員に対して3～5倍の応募があり、市民からとても人気が高い事業となっています。
 - ・平成30（2018）年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、民間企業などへの生産緑地の貸出が緩和されました。このため、民営の体験農園など、多様な主体の参画により農地を活用しやすくなりました。
 - ・農地の減少が顕著であり、さらなる減少が見込まれるなか、市民農園利用のニーズの高まり、制度改正により農地の活用をしやすくなったことなどを踏まえ、活用することにより保全を進めることが重要です。

⇒新たに力を入れる取組：

- (2) 民有地のみどりを守る ①保全緑地制度などの活用により守る
- (3) 農地をまもる ②活用して農地を守る

表1 緑被面積の経年変化

凡例	[a] 平成21（2009）年度 (ha)	[b] 令和元（2019）年度 (ha)	[b]-[a] 増減 (ha)
樹木・樹林地	228.76	207.05	△21.71
草地	68.62	65.66	△2.96
農地	83.93	68.07	△15.86
合計	381.32	340.79	△40.53

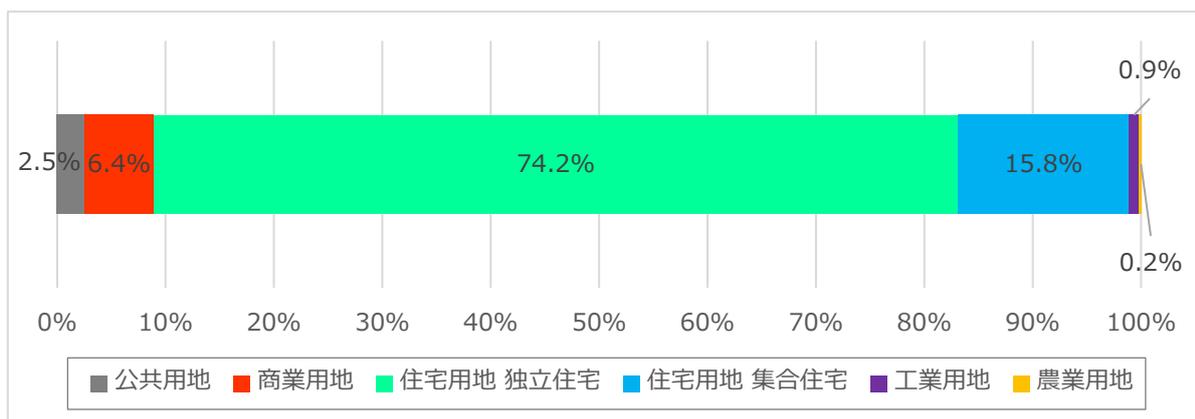


図1 平成29（2017）年度における建物構成比

表2 土地利用別の緑被面積の経年変化（平成21（2009）年⇒令和元（2019）年）

種別	(単位：ha)	樹木・ 樹林地	草地 (管理)	草地 (雑草地)	農地 (その他)	農地 (樹木畑)	緑被 面積	緑被率
公共 用地	官公庁施設	△0.08	0.02	0.00	0.00	0.00	△0.06	△0.8%
	教育文化施設	△2.30	1.64	△0.15	0.88	△0.91	△0.83	△0.7%
	厚生医療施設	△0.06	0.02	△0.03	△0.19	△0.08	△0.35	△3.2%
	供給処理施設	△0.04	0.06	0.00	0.00	0.00	0.02	0.3%
公共用地 合計		△2.47	1.74	△0.18	0.69	△1.00	△1.22	△0.8%
商業 用地	事務所建築物	△0.11	0.02	△0.25	△0.05	△0.15	△0.55	△7.0%
	専用商業施設	△0.16	0.00	△0.06	△0.56	△0.26	△1.05	△6.7%
	住商併用建物	△0.21	△0.02	△0.07	0.02	△0.35	△0.62	△2.6%
	宿泊・遊興施設	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.6%
	スポーツ・興行施設	△0.17	0.05	0.12	0.00	0.00	0.00	0.0%
住宅 用地	独立住宅	△7.11	△0.57	△2.37	△1.52	△5.87	△17.43	△5.3%
	集合住宅	△2.54	0.37	△1.15	△1.01	△0.98	△5.31	△3.1%
工業 用地	専用工場	△0.01	0.09	△0.03	0.00	△0.01	0.04	1.2%
	住居併用工場	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
	倉庫運輸関係施設	△0.13	0.01	△0.03	△0.03	△0.01	△0.19	△3.1%
農業 用地	農林漁業施設	0.03	0.00	0.00	△0.12	0.06	△0.04	△1.6%
公共用地以外 合計		△10.40	△0.06	△3.85	△3.26	△7.56	△25.13	△4.4%

注) 本表では建築物を伴う土地利用のうちの緑被面積の経年変化のみ集計

※数値は端数処理（面積は小数第3位、割合は小数第2位を四捨五入）しているため、合計値と一致しない場合がある

表3 独立住宅戸数の経年変化

規模 ※建築面積	平成19 (2007) 年度	平成24 (2012) 年度	平成29 (2017) 年度	平成19-29年度 増減比	平成29年度 規模別構成比
500㎡～	0戸	0戸	0戸	-	0.0%
400～500㎡未満	4戸	4戸	4戸	100%	0.0%
300～400㎡未満	17戸	17戸	17戸	100%	0.1%
250～300㎡未満	41戸	38戸	36戸	88%	0.2%
200～250㎡未満	130戸	122戸	109戸	84%	0.5%
150～200㎡未満	514戸	495戸	437戸	85%	2.1%
100～150㎡未満	2,505戸	2,461戸	2,222戸	89%	10.7%
50～100㎡未満	11,259戸	12,265戸	12,640戸	112%	60.6%
0～50㎡未満	4,094戸	4,442戸	5,398戸	132%	25.9%

資料) 東京都土地利用現況調査（平成19（2007）年度から29（2017）年度、東京都）

基本方針2 みどりをつくる

■多様な主体の参画・担い手確保による既存の公園の魅力向上が必要

- ・本市における市域に占める都市公園の面積は他市と比較すると高い状態にあります（図2）。中心市街地などの公園が不足する地域には新規の公園整備が重要ですが、本市の大部分を占める公園面積が充足している地域は、既存の公園等の魅力向上を進める必要があります（表4）。
- ・公園の魅力向上に当たっては、多様な主体の参画による活性化、公園管理運営の担い手の確保が重要であり、市だけでなく、事業者、地域住民及びボランティアなど多様な主体が連携・協力することが重要です。
- ・また多様な主体が連携・協力することで、公園を舞台とした地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどの効果も期待できます。

■本市における大部分を占める住宅地のみどりの創出が必要

- ・本市は、戸建住宅・集合住宅が建物の多くを占め、その多くが民有地である住宅都市です（前掲図1）。土地利用別の緑被面積の減少を見ると、住宅用地内の緑被面積の減少が特に顕著となっています（前掲表2）。
- ・樹木・樹林地は、1か所当たり50㎡以下の規模での消失が多く、一つひとつは小規模ですが、これらが積み重なり大きな減少となっています。
- ・本市の大部分を占める住宅地において、事業者及び市民一人ひとりが、みどりが減少している実態を知り、それぞれがみどりの創出、保全に取り組む必要があります。

■人が集う市街地や商業施設、事業所のみどりの創出が必要

- ・また住宅地だけでなく、人が賑わい、交流する市街地や商業施設、市外の来訪者が多い事業所におけるみどりも、本市のみどり豊かな環境を発信する場として重要です。実際、市民を対象としたアンケートでは、「良い点・自慢したい点」として「みどりや水辺などの自然」を挙げている人が約半数を占めており、みどりは本市の強みの一つと言えます（図3）。
- ・市街地や商業施設、事業所のみどりを創出、保全し、本市の強みを高めることが重要です。

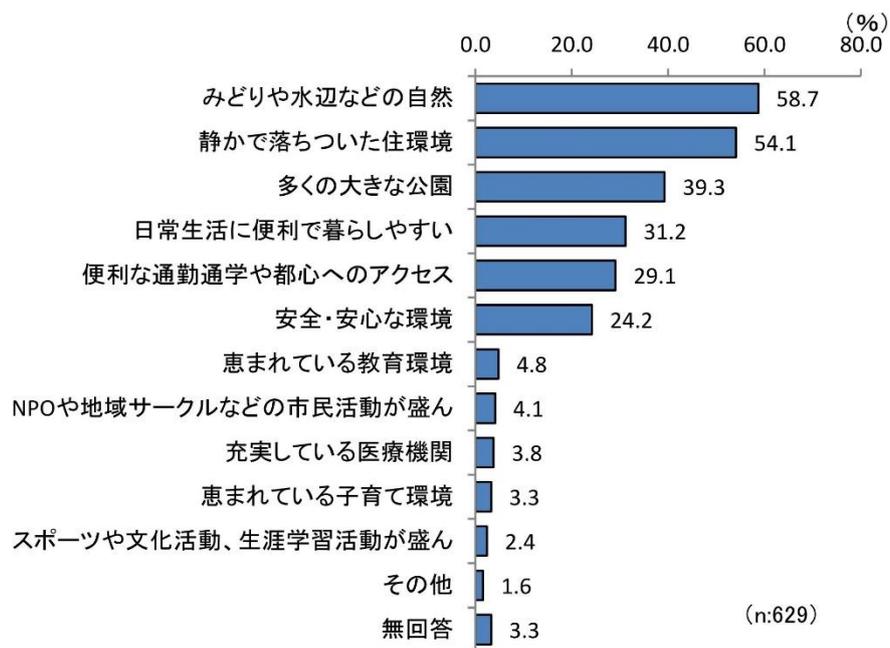
⇒新たに力を入れる取組：

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 魅力ある公園をつくる | ④事業者、市民とともに公園管理を行う |
| (3) みどりのまちなみをつくる | ①住宅のみどりを増やす |
| | ②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす |



資料) 平成30年度公園調書(平成31年4月、東京都)

図2 本市及び近隣市の市域に占める都市公園面積の割合の比較



出典) 小金井市市民意向調査報告書(令和31年3月、小金井市)

図3 小金井市の良い点・自慢したい点

表4 地域別の公園誘致圏の充足率（100%以下： ）

6地域	町丁目	地域面積[a] (単位：ha)	充足面積[b] (単位：ha)	空白面積 (単位：ha)	充足率[b]/[a]
野川地域	東町1丁目	45.40	45.40	0.00	100.0%
	東町5丁目	27.89	27.89	0.00	100.0%
	中町1丁目	27.77	27.77	0.00	100.0%
	中町4丁目	17.48	17.48	0.00	100.0%
	前原町1丁目	41.51	41.51	0.00	100.0%
	前原町2丁目	22.86	22.86	0.00	100.0%
東地域	東町2丁目	24.49	24.49	0.00	100.0%
	東町3丁目	19.88	19.88	0.00	100.0%
	東町4丁目	36.59	36.59	0.00	100.0%
	梶野町1丁目	16.57	16.57	0.00	100.0%
	梶野町5丁目	19.08	19.08	0.00	100.0%
	中町2丁目	46.07	46.07	0.00	100.0%
	緑町1丁目	15.19	15.19	0.00	100.0%
北地域	梶野町2丁目	18.55	18.55	0.00	100.0%
	梶野町3丁目	22.01	22.01	0.00	100.0%
	梶野町4丁目	21.68	21.68	0.00	100.0%
	関野町1丁目	40.19	40.19	0.00	100.0%
	関野町2丁目	24.77	24.77	0.00	100.0%
	緑町2丁目	28.17	28.17	0.00	100.0%
	緑町3丁目	20.91	20.91	0.00	100.0%
	緑町4丁目	20.98	20.98	0.00	100.0%
	本町3丁目	13.33	13.33	0.00	100.0%
	桜町1丁目	18.73	18.73	0.00	100.0%
	桜町3丁目	19.77	19.77	0.00	100.0%
中央地域	緑町5丁目	26.39	25.58	0.81	96.9%
	本町1丁目	15.27	13.23	2.04	86.6%
	本町2丁目	16.42	8.65	7.78	52.7%
	本町5丁目	39.93	35.46	4.47	88.8%
	本町6丁目	14.00	13.85	0.15	98.9%
	中町3丁目	20.09	20.09	0.00	100.0%
南地域	前原町3丁目	38.48	38.48	0.00	100.0%
	前原町4丁目	33.55	33.55	0.00	100.0%
	前原町5丁目	26.52	26.52	0.00	100.0%
	貫井南町1丁目	22.92	22.92	0.00	100.0%
	貫井南町2丁目	17.25	17.25	0.00	100.0%
	貫井南町3丁目	20.92	20.92	0.00	100.0%
	貫井南町4丁目	28.88	28.88	0.00	100.0%
	貫井南町5丁目	16.50	16.50	0.00	100.0%
西地域	本町4丁目	22.52	22.52	0.00	100.0%
	桜町2丁目	19.56	19.56	0.00	100.0%
	貫井北町1丁目	21.25	21.05	0.20	99.1%
	貫井北町2丁目	13.89	13.89	0.00	100.0%
	貫井北町3丁目	41.49	41.49	0.00	100.0%
	貫井北町4丁目	37.66	37.66	0.00	100.0%
	貫井北町5丁目	24.70	16.41	9.22	66.4%
	総計	1130.00	1104.33	25.67	97.7%

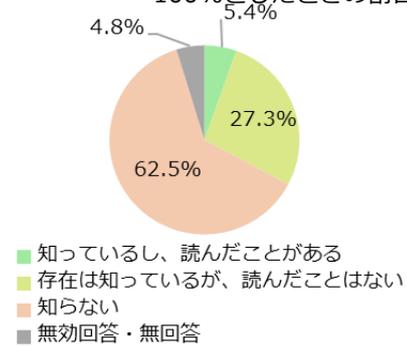
※数値の端数処理（面積は小数第3位、割合は小数第2位を四捨五入）しているため、合計値が一致しない場合がある

基本方針3 みんなで取り組む

■小金井のみどりに関する実態や取組の共有が必要

- ・市民アンケートによると、改訂前計画を知っている人は3割程度、さらに実際に読んだことがある人は1割にも満たない状況です（図4）。
- ・多様な主体が参画し、連携・協力を図るためには、本市のみどりに関する実態や目標像をより多くの人に理解してもらう必要があります。

計画の認知度 ※数値は回答者（1,028件）を100%としたときの割合を示す。



出典：小金井のみどりの実態調査報告書
(令和元年3月小金井市)

図4 みどりの基本計画の認知度

■みどりの担い手としてボランティアの持続的な確保が必要

- ・前述のとおり、公園等の魅力向上に当たっては、多様な主体の参画による活性化、公園管理運営の担い手の確保が重要であり、市だけでなく、事業者、地域住民及びボランティアなど多様な主体が連携・協力することが重要です。
- ・現在、市では各種ボランティア制度及び団体に対する支援を行っていますが、いずれも、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要とされています。
- ・ボランティア活動は、みどりを育むだけでなく、地域コミュニティの核となる役割や参加者の知識や技術を身に着ける場としての役割も期待されることから、活動の活性化、次の人材の確保につなげることが重要です。

名称	活動内容	支援内容
環境美化サポーター制度 (花壇ボランティア、剪定ボランティアなど)	市が管理する公園や道路などのごみ収集や草刈り、公園花壇の維持管理などへの協力、公共施設などの樹木の剪定	清掃道具の提供や収集したごみの廃棄物処理手数料の免除
梶野公園サポーター会議	梶野公園を利用するボランティア団体のとりまとめ役	定期的な意見交換会の実施や補助金の交付

⇒新たに力を入れる取組：

- (1) みどりについて知り、親しむ ①みどりに関する情報を発信・共有する
(3) みどりに関する活動に取り組む ②ボランティア活動に取り組む

8 みどりの基本計画検討の経過

(1) 検討体制

① 緑地保全対策審議会

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎ * 小木曾 裕	日本大学理工学部特任教授	
学識経験者	犀川 政稔	東京学芸大学名誉教授	
学識経験者	* 大澤 利之	小金井市農業委員会	令和2年8月30日まで
学識経験者	鴨下 輝秋	小金井市農業委員会	令和2年8月31から
学識経験者	上中 章雄	東京都多摩環境事務所 自然環境課長	
緑化団体等に 属する者	* 串田 光弘	小金井市環境市民会議	
緑化団体等に 属する者	菅原 彦一	みどり剪定サークル	
公募市民	○ 小山 美香	市内在住	
公募市民	矢向 潤	市内在住	
公募市民	柳井 美紀	市内在住	
公募市民	柏原 君枝	市内在住	

(順不同、敬称略、◎：会長、○：副会長、*：緑の基本計画策定委員会と兼任)



緑地保全対策審議会長から市長への答申の様子
(令和3年3月9日)

②緑の基本計画策定委員会

区分	氏名	所属等
学識経験者	◎福嶋 司	東京農工大学名誉教授
学識経験者	*小木曾 裕	日本大学理工学部特任教授
学識経験者	○椿 真智子	東京学芸大学教育学部教授
農業従事者	*大澤 利之	小金井市農業委員会
商業従事者	益田 智史	小金井市商工会（けやき通り商店会会長）
緑化団体	*串田 光弘	小金井市環境市民会議
緑化団体	笠原 謙次	みどり剪定サークル
公募市民	福嶋 隆	市内在住
公募市民	尾路 紀恵	市内在住
公募市民	鳥羽 浩子	市内在住

（順不同、敬称略、◎：委員長、○：副委員長、*：緑地保全対策審議会と兼任）

③緑の基本計画推進本部

部・局	職名
環境部	◎環境部長
環境部	○環境政策課長
企画財政部	企画政策課長
総務部	管財課長
市民部	経済課長
福祉保健部	地域福祉課長
子ども家庭部	子育て支援課長
都市整備部	都市計画課長
都市整備部	まちづくり推進課長
都市整備部	道路管理課長
学校教育部	庶務課長
生涯学習部	生涯学習課長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長

（◎：本部長、○：副本部長）

(2) 検討経緯

		年月日	会議等	主な検討内容
令和元年度	令和元年	8月27日	令和元年度第1回 緑地保全対策審議会	・検討体制・スケジュールの確認 ・基礎調査の実施方針の確認
		11月15日 ～11月28日	市民意識調査	・市民3,000人を対象に、みどりに対する意識・意向を調査
	令和2年	2月3日	令和元年度第2回 緑地保全対策審議会	・みどりの実態調査の報告 ・課題と改訂方針案の確認
		3月	令和元年度小金井すみどりの実態調査報告書 発行	
令和2年度		5月11日 ～6月15日	フォトコンテスト実施	・未来に遺したい小金井のみどり ※実施概要は資料9参照
		6月30日	第1回 緑の基本計画策定委員会	・検討体制・スケジュールの確認 ・課題と改訂方針案の確認
		7月14日	第2回 緑の基本計画策定委員会	・目次構成の確認 ・基本方針、将来像、目標の検討
		7月21日	市民ワークショップ	・みどりと暮らしの両立について ※開催概要は資料10参照
		8月3日	第3回 緑の基本計画策定委員会	・具体的な取組の検討① ・計画骨子案の確認
		8月13日	第1回 緑の基本計画推進本部	・具体的な取組の確認 ・計画骨子案の確認
		8月31日	令和2年度第1回 緑地保全対策審議会	・計画骨子案の確認
		9月15日	第4回 緑の基本計画策定委員会	・具体的な取組の検討②
		9月27日	小学生ワークショップ	・環境やみどりのためにできること ※開催概要は資料10参照
		10月26日	第5回 緑の基本計画策定委員会	・緑化重点地区の施策について ・計画の進行管理について
		11月9日	第2回 緑の基本計画推進本部	・計画素案の確認
		11月16日	令和2年度第2回 緑地保全対策審議会	・計画素案の確認
		12月4日 ～1月5日	パブリックコメント実施	※開催概要は資料11参照
	令和3年		1月18日	第3回 緑の基本計画推進本部
		2月15日	令和2年度第3回 緑地保全対策審議会	・計画案の確認
		3月9日	緑地保全対策審議会議長から市長へ答申	
		3月31日	小金井すみどりの基本計画 策定	

第1章
小金井のみどりのいま第2章
私たちが目指すみどり第3章
目標実現に向けた取組第4章
計画の基本的事項

資料編

9 フォトコンテストの実施概要

(1) 実施要領

【テーマ】

未来に遺したい小金井のみどり

【応募要領】

- 対象は、公園や水辺、寺社、大学、農地、街路樹、まちなか、庭先など、全てのみどり及びみどりと触れ合う人々の姿。
- おおむね1年以内に小金井市内で撮影され、現存するもの。
- 未発表かつ応募者本人が撮影し、全ての著作権を有する作品に限る。
- 応募は、1人3点までとする。

【応募方法】 環境政策課緑と公園係へ郵送又は持参。

【募集期間】 令和2年5月11日(月)～6月15日(月)

(2) 実施結果

- 市内外の方、19名より45点の応募がありました。

【受賞作品】

- 応募いただいた写真の中から、最優秀賞1点、特選1点、入選9点を選出しました。
- 受賞作品は、本計画書の表紙などで使用させていただいています。

最優秀賞



「緑園」

撮影者：平山栄男さん(瑞穂町)
撮影場所：美術の森緑地

特選



「みどり豊かな境内」

撮影者：鈴木忠良さん(小金井市貫井南町)
撮影場所：貫井神社

入賞 ※順不同



「ふたつ池の新緑」

撮影者：杉山薫さん（小金井市関野町）
撮影場所：小金井公園



「秋の公園」

撮影者：中平祐子さん（小金井市緑町）
撮影場所：小金井公園



「サクラ満開の野川」

撮影者：鈴木忠良さん（小金井市貫井南町）
撮影場所：貫井南町四丁目付近の野川



「新緑のせせらぎ」

撮影者：土屋文雄さん（小金井市貫井北町）
撮影場所：野川弁天橋付近



「万緑の小道をゆく」

撮影者：森岡郁雄さん（小金井市本町）
撮影場所：浴恩館公園



「マガモ 翼 休めて」

撮影者：小淵章さん（小金井市桜町）
撮影場所：小金井公園

第1章
小金井のみどりのいま

第2章
私たちが目指すみどり

第3章
目標実現に向けた取組

第4章
計画の基本的事項

資料編



「公園の花壇」

撮影者：串田光弘さん（小金井市緑町）

撮影場所：梶野公園



「新緑に陽光降り注ぐ」

撮影者：小淵章さん（小金井市桜町）

撮影場所：小金井公園



「野川夕景」

撮影者：對馬光伸さん（小金井市東町）

撮影場所：野川公園

10 ワークショップの開催概要

(1) 市民ワークショップ

①目的

- 市民に市内のみどりの現況と課題、将来像を周知し、意識醸成を図るとともに、みどりに関する具体的な行動を促す。
- みどりに対する市民の意見を収集し、計画に反映する。

②開催概要

【開催日時】 令和2年7月21日(火) 10:00~12:00

【場所】 萌え木ホールA会議室

【参加者】 市民12名

【当日のタイムスケジュール】

- 挨拶(5分)
- ①全体説明(15分)
- ②意見交換前半~みどりと暮らしのあり方を考える~(40分) ※導入説明、自己紹介含む
- 休憩(10分)
- ③意見交換後半~みどりと暮らしを両立させる方策を考える~(30分)
- ④全体発表(15分)
- 閉会(5分)

【意見交換~全体発表の進め方】

- ・前半、後半とも6名ずつ2グループに分かれて実施しました。
- ・前半では、3つの事例写真を題材に、みどりと暮らしの在り方、どんなみどりの姿が望ましいか意見交換しました。
- ・後半では、前半の結果を踏まえ、理想的なみどりを保全・創出していくためにやるべきこと、できることについて意見交換しました。
- ・主に後半の成果について、グループの代表者(参加者より選出)から全体発表しました。

③結果概要

○各グループの意見交換結果から全体を総括すると、下記のとおりです。

◆意見交換前半～みどりと暮らしの在り方を考える～

- ・みどりの在り方は、役割や規模によって変わるため、一概には言えない
- ・都市部のみどりは、安全性や快適さの確保が求められ、どんなみどりも手入れが重要

みどりに期待する機能の具体例

- ・生物多様性
- ・CO2削減やヒートアイランド現象の緩和
- ・緑陰
- ・景観
- ・小金井のシンボル

みどりの管理に関する課題認識、アイデア

- ・市民も管理に参加してもらう
- ・近隣住民と話し合い、協力してもらう
- ・みどりのメリットを市民に理解してもらう
- ・管理コストを考慮して樹種選定をする

◆意見交換後半～みどりと暮らしを両立させる方策を考える～

より良いみどりとするために…

- ・市と市民で協力体制を構築し、役割分担できると良い
- ・みどりを管理するための仲間を増やすことが重要
- ・議論や活動の場づくりとあわせて、積極的な情報発信も重要

市民協働の在り方

- ・市と市民が一緒に考える場が必要
- ・梶野公園サポーター会議の市全体版をつくる
- ・市民協働は重要だが、整備・管理方針や活動ルール等がある程度決めておく必要がある

仲間を増やすアイデア

【若者・子ども向け】

- ・餅つきやそうめん流しなど、イベントと合わせてボランティア活動を実施する
- ・学校でみどりの管理を学ぶ機会を設けるなど、子どもの頃にみどりを大事にする心を育てる

【新住民向け】

- ・開発事業者を通じたコミュニティづくりを促す

情報発信のアイデア

- ・参加者募集のチラシを配る
- ・市報や市HP以外に、SNS（FacebookやTwitterなど）を活用する



(2) 小学生ワークショップ

○小学生ワークショップは、小金井市環境基本計画と小金井しみどりの基本計画、合同で開催しました。

①目的

- 環境クイズへの参加や環境行動チェックリストの作成などを通じて、本市の将来を担う小学生に環境やみどりへの理解を深めてもらう。
- 作成した環境行動チェックリストや収集した意見を環境基本計画及びみどりの基本計画に反映する。

②開催概要

【開催日時】 令和2年9月27日(日) 14:00~16:00

【場所】 萌え木ホールA会議室

【参加者】 親子14組(子ども:18名、保護者:14名、計:32名)

【当日のタイムスケジュール(予定)】

- 開会・挨拶(5分)
- ①アイスブレイク・導入 ~環境クイズに挑戦しよう!~(15分)
- ②グループ意見交換~環境のためにできることを考えてみよう!~(30分)
- ③全体発表 ~みんなで環境行動チェックリストを作ろう!~(20分)
- 休憩(チェックリストの記入(取組状況のチェック))(15分)
- ④親子ワーク ~こがねい環境リーダーとして活動計画を考えよう!~(10分)
- ⑤まとめ ~市役所ではこんな計画を考えているよ~(8分)
- 閉会(2分)
- こがねい環境リーダー認定証の授与
- ※当日、予定よりも①アイスブレイク・導入に時間を要したことから、④親子ワークは自宅学習とした。



【意見交換~全体発表の進め方】

- ・子ども5名ずつ4班に分かれて着席し(保護者も近くに着席)、全体発表時その場で発表しました。
- ・各班長(班内年長者)に、グループ意見交換時の進行役や全体発表時の発表者を務めてもらいました。
- ・グループ意見交換では、アイスブレイクで話題とした「みどり」「ごみ」「エネルギー」をテーマに、自分たちでできる環境に良い行動を考えてもらい、班内で発表しました。
- ・全体発表では「みどり」「ごみ」「エネルギー」のテーマ別に、各班で出た意見を発表・集約し、環境行動チェックリストを作成しました。
- ・休憩時間には、取組状況チェックとして、全体発表で作成した「環境行動チェックリスト」に対して参加者自身でシールを貼ってもらいました。

③結果概要

◆アイスブレイク・導入

- ・最初は緊張気味で意見が出なかったものの、徐々に親子で話をしたり、手を挙げて意見を発表したりする子どもも見受けられた。
- ・小学2年生～小学6年生までの子どもが参加していたため、意見の内容には知識の差が見られたものの、「みどり」「ごみ」「エネルギー」の各テーマで知っていることを自分の言葉で発表してくれていた。

◆グループ意見交換

- ・各班とも、1つのテーマに偏ることなく満遍なく意見が出された。
- ・1班、2班、4班では「ごみ」に対する意見が最も多く、3班では「エネルギー」に対する意見が最も多かった。
- ・「みどり」については、木を植える、木を大切にする、生き物を育てるなどの意見があった。
- ・「ごみ」については、捨てないでもう一度使う、マイバックを持っていく、ごみを分別する、リサイクルするなどの意見があった。
- ・「エネルギー」については、電気をつけっぱなしにしない（必ず消す）、車の使用を減らす（自転車を使う）、外が明るい時間は電気を使わない、地球にやさしい電気を使うなどの意見があった。

◆全体発表・取組状況のチェック

- ・「ごみ」については最も意見が多く13の行動、次いで「エネルギー」は11の行動、最後に「みどり」は10の行動をリストアップすることができた。
- ・4班全てで共通した意見もあったが、1つの班でしか出されなかった意見もあり、各班の特徴が反映された環境行動チェックリストが完成した。
- ・取組状況のチェック結果を見ると、日頃の心がけの範囲で取り組める内容については、親子ともに良く取り組んでいる。
- ・しかし、「エネルギー」は、他のテーマに比べて特別な施設や設備が必要であったり、光熱水費に直結したりするなど、経済面での負担が発生する内容も多いため、「できていない」に回答が偏る取組が多くみられた。

※ワークショップで作成した「みどり」のチェックリストは、本編42ページに掲載しています。



11 パブリックコメントの実施概要

(1) 意見募集対象

- 市内に在住・在勤・在学する方
- 市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体

(2) 意見募集期間

令和2年12月4日（金）～令和3年1月4日（月）

(3) 原案の配布・閲覧場所など

- 市所管の下記施設のほか、市の公式ホームページで公開しました。
 - ・環境政策課（市役所第二庁舎4階）
 - ・情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）
 - ・婦人会館
 - ・保健センター
 - ・文化財センター
 - ・公民館各館
 - ・広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）
 - ・東小金井駅開設記念会館
 - ・環境配慮住宅型研修施設
 - ・栗山公園健康運動センター
 - ・図書館（本館）
- また、令和2年12月11日（金）～12月25日（金）には、市役所第二庁舎1階に計画概要パネルを展示しました。
- なお、同時期にパブリックコメントを実施した小金井市環境基本計画、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の概要パネル及びフォトコンテスト入賞作品と併せて展示しました。



(4) 意見の提出方法

- 配布・閲覧場所に備え付け、又は市ホームページからダウンロードした所定の提出用紙に、住所・氏名を明記し、直接、郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールで環境政策課 緑と公園係へ提出する方法としました。

(5) 検討結果の公表など

- 寄せられたご意見など（原則として住所・氏名を除く）及び検討結果については、令和3年3月26日に市ホームページにて公表しました。

(6) 実施結果（提出人数・延べ意見数）

- 提出人数は22名、延べ意見数は89件でした。



小金井市の木：
ケヤキ



小金井市の鳥：
カワセミ



小金井市の花：
サクラ



小金井市の虫：
カンタン



本計画書は市のHP
からもダウンロード
できます。

小金井市みどりの基本計画（令和3年3月）

連絡先：小金井市環境部環境政策課 緑と公園係

住所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9860／FAX：042-383-6577

E-mail：s040199@koganei-shi.jp

HP：http://www.city.koganei.lg.jp/